

令和4年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和4年3月4日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月4日 午前10時25分開会
4. 応招議員
1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 2番 辻内正誠
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 2番 辻内正誠
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 協働推進担当参事 北谷隆範
総務課長 戸毛祥博 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 藤本和彦
長寿福祉課課長補佐 射場正典 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 中尾勇 産業観光課長 辻中哲也
教育次長 上林勝則 生涯学習課長 紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 許第1号 吉野町議会議長の辞職許可について

日程 5	選第 1 号	吉野町議会議長の選挙について
日程 6	許第 2 号	吉野町議会副議長の辞職許可について
日程 7	選第 2 号	吉野町議会副議長の選挙について
日程 8	選第 3 号	吉野町広域行政組合議会議員の選挙について
日程 9	選第 4 号	南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について
日程 10	発議第 1 号	吉野町議会予算決算特別委員会の設置について
日程 11		吉野町議会常任委員会委員の選任について
日程 12		吉野町議会議会運営委員会委員の選任について
日程 13		吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について
日程 14	推第 1 号	吉野町人権施策協議会委員の推薦について
日程 15	推第 2 号	吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について
日程 16	推第 3 号	吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について
日程 17	推第 4 号	吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について
日程 18	推第 5 号	吉野町都市計画審議会委員の推薦について
日程 19	推第 6 号	三町村広域行政推進協議会委員の推薦について
日程 20	推第 7 号	吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり議場の換気を行います。会期中は、マスク等の着用、飲物の持込み及び飲用についても、従来どおりといたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から、登壇しての発言以外は自席にて着席のまま行っていただきますようお願いをいたします。町議会にかかる皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願いをいたします

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。

6番 上滝義平議員、8番 中西利彦議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は、本日より18日までの15日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より18日までの15日間に決定をいたしました。

開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和4年第1回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にお

かれましてはご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、令和4年度の議会の新しい体制を決める議会でもあります。今、コロナの中で厳しい状況が続いておりますけれども、新たな体制のもと皆さんとともに、両輪で活動できる体制を心よりご期待を申し上げる次第でございます。私の施政方針につきましては、本会議二日目に改めて発表をさせていただきます。

本日は、12月の定例会以降の行政報告について、皆さん方のお手元に配付のとおりでございますけれども、主なものをご説明させていただきます。

12月6日でございますけれども「令和3年度成人式実行委員会との新春トーク収録」でございます。これは昨年度、中学生の新春対談をさせていただきました。新たに今年は成人式の実行委員会とトークの対談をさせていただきました。正月、議長とともに新春のあいさつをさせていただくわけでございますけれども、できる限り今の子供たち、そしてまた新成人の思いを町民の皆様届けたいという思いもございまして、このような企画をさせていただきました。本当に新成人の皆さん方は、ふるさとへの思い、そしてまた、このすばらしい自然風景を守ってほしいという思いが非常に強いということも現在、ふるさと教育を中心に子供たちの育む教育がこういった新成人の言葉にも表れるなど改めて思った次第でございます。

そして、12月13日「第9回木育サミット事前取材」ということで、これはオンライン会議ということで、コロナで二年間オンラインの配信になっております。2月1日から2月28日まで、オンラインで配信をしているわけでございますけれども、これはウッドスタート宣言をしたリーダーインタビューということで、吉野林業と木育推進ということで、私と東京チェーンソーズの青木代表とオンラインで吉野の木育の取り組みを配信をさせていただきました。全国に配信ということで、いろんな意味で今後も、木のまち吉野としての取り組みを、こういったことも含めまして発信をしてまいりたいなと思っております。

そして12月17日、議会の皆さん方もご出席いただきました「小中一貫教育校吉野さくら学園鍵の引渡し・内覧会」ということでございました。本当に

議員各位、そしてまた関係各位の皆さん方のおかげをもちまして、すばらしい木造の木質化ということで校舎が出来ました。これから9年間の学びと生活をつなぐということで、今は準備して、4月の開校に向けて取り組んでるところでございますので、引き続きご指導のほう賜りますようお願いいたします。

そして、1月31日「吉野町サテライトオフィス等誘致、第1回マッチングセミナー」ということであります。これは2月10日にもさしていただきました。そして、2月22日に「サテライトオフィス現地ツアー」という形で、二回のマッチングセミナーとそして、サテライトオフィス誘致現地ツアーということでさせていただきました。

改めて誘致戦略という形で、企業の皆さん方に吉野の今の現状であったり、そしてまた、今後の取り組みを発表させていただきながら、進出していただきたい企業の皆さん方にしっかりと吉野のことを発信させてきました。

そして2月22日には、コロナ渦でございましたけれども、7社の企業の皆さん方にお越しいただき、今後進出していただける可能性、また地域の課題を共有して、いろいろ取り組んでいく可能性ということで、今後こういった官民連携も含めて取り組んでまいりたいなと思っております。

そして、同じくですけれども、1月31日「奈良県南部・東部地域の振興条例、振興協議会の準備会」ということで、こちらのほうは特定の地域に絞った振興策ということで、南部・東部19市町村、これを強化するというところで、吉野町におきましても観光であったり、木材振興であったり、医療など様々なテーマごとに取り組んでいくということで、こういった条例というのはなかなか、他にも例のないことでございます。2月の県議会に上程されるということで、しっかりとこの南部・東部振興条例を生かせるような体制に持っていきたいと思っております。

そして、2月1日でございますけれども、広報でもありました「吉野高校建築甲子園奨励賞受賞報告会」ということで吉野高校の建築課の方が来られました。これ第12回の建築甲子園なのですけれども、建築設計のアイデアを競うということで、吉野高校の生徒も第1回から第4回は出場されて、それ以降止まっておりましたけれども、第12回大会に全国出場されたということで、こ

これは六田の幼稚園跡地を「美と健康というテーマ」でヨガハウスとか、そういった風景を生かした建築設計のアイデアを出展されたということでございます。この根底にあるのが、ふるさと財団からの寄附事業・応援事業という形で吉野高校の生徒、人材育成講座をされました。我々地域の産業も含めて、インタビュー形式でいろいろと吉野町のことを知って学んでいただき、それを発信するという取り組みをされておりましたので、それがこの建築甲子園への出場、そしてまた、このような奨励賞になったのかなと改めて感じたところでございます。地域にある高校として、これからも連携をしてまいりたいなと思っております。

そして、3月1日「春の火災予防啓発活動出発式」でございます。7日間の啓発パレードの出発式でございました。令和4年度になりまして、2か月が過ぎるわけですけれども火災発生が多いです。61件、火災発生しておりまして、奈良県において。そして、14名の方がお亡くなりになられている。12名の方に関しては65歳以上ということで、一年間の死亡者数が2か月に迫っているということでございますので、改めて火の元、そして火災予防に対する意識を高めてもらいたいということで、出発式をさせていただきました。

そして、この行政報告の中にはございませんが、皆さんもご協力いただきまして、2月5日から吉野町単独の集団接種をスタートさせていただきました。

地域の開業医、そしてまた医療関係者、町民の皆様のご協力をもちまして、2月末で65歳以上の方の接種は76.82%、18歳以上の世代に関しましては約6割の方が接種を終えております。奈良県のほうでも、町内の部門におきまして一位ということで、非常に皆さん方のご協力のもとこのような、接種体制を構築していただいていることに感謝を申し上げます。8か月から7か月、6か月と前倒しになっておりまして、当初の集団接種のスケジュールも、3月26日で終了という形にさせていただきました。個別接種に関しましては、島田、潮田クリニックで引き続き対応を協力していただけるということでございますので、安心して接種を受けていただけたらなと思っております。

改めまして、本日の新たな体制、そしてまた令和4年度第1回定例会。非常に重要な議会にもなろうかと思っておりますので、議員各位におかれましては慎重審

議賜りますことをお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項但し書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上了承願います。

暫時休憩いたします。

自席にて休憩をお願いいたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時38分 再開)

山本副議長

それでは再開いたします。

ただいま、野木康司議長から都合により、議長の職を辞したいとの旨の願い出がありましたので、議長の職を務めさせていただきます。

日程4 許第1号「吉野町議会議長の辞職許可について」を議題として、地方自治法第117条の規定により、野木康司議員退席をお願いいたします。

議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

おはかりします。

本件について地方自治法第108条の規定に基づいて、辞職願が提出されておりますが、野木康司議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、野木康司議長の辞職を許可することに決定いたしました。
野木康司議員に議場にお入りいただきます。

日程5 選第1号「吉野町議会議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

議長選挙の方法についておはかりいたします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上滝議員

選挙でお願いします。

山本副議長

選挙ということで投票ということの意見が出ておりますので、投票によって議長選挙を行うことといたします。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

次に立会人を指名いたします。議会規則第32条第2項の規定により、1番藤本昌義議員、3番上佳宏議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付もれはございませんか。

(「はい」 の声あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。立会人は前へお願いいたします。

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席 1 番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1 番 藤本昌義議員、3 番 上佳宏議員、開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

野木康司議員 5 票

山本義史議員 2 票

上滝義平議員 1 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。したがって、野木康司議員が議長に当選されました。

野木議員が議場におられますので、本席から議会規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長選挙の結果、引き続き就任されました野木康司議長、ごあいさつをお願いいたします。

野木議長	<p>ただいま、皆さん方のご支持によりまして、引き続き議長の職を務めさせていただくことになりました。どうもありがとうございました。</p> <p>今、吉野町には早々に解決しなければならない問題が幾つかございます。多くの町民の皆さん方に、よかったなと言ってもらえるように、しっかりと課題を前に進めていきたいなと考えております。</p> <p>議員諸氏の皆様方の今後のご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手 あ り)</p>
山本副議長	<p>町長より、就任されました議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中井町長	<p>まずは、議長としてご就任されましたこと、誠におめでとうございませう。引き続きの議長ということで、令和3年度におきましては、議会改選後の議長として議会体制を構築する意味でご尽力いただきました。</p> <p>そして、コロナの中、ワクチン接種、そしてまたコロナ交付金を活用した事業、様々な部分におきまして連携をいただきましたこと、ご尽力いただきまして感謝申し上げます。</p> <p>そして令和4年度、先ほどの議長のあいさつにもございました。吉野町におきまして、大きな課題を抱えながら前に進めるか、議会との両輪のもと一致団結して前に進まなければならない。特に、コロナ渦が長期化しております。二年が過ぎました。そのような中で、新しい景色をつくっていくために、どうぞ議長を中心に議会の皆さん方のお力を賜りますよう、リーダーシップをとっていただきますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
山本副議長	<p>議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。</p> <p>ただいまをもちまして、議長の職務は全て終わりました。議事運営にご協力</p>

いただきまして、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時15分 再開)

野木議長

再開いたします。

ただいま山本義史副議長より辞職願が出されました。

日程6 許第2号「吉野町議会副議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、山本義史議員退席をお願いいたします。

議案は、事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

おはかりします。

山本義史副議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、山本義史副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山本義史議員に議場にお入りいただきます。

日程7 選第2号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は、事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

副議長選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上 滝 議 員

投票をお願いします。

野 木 議 長

投票という意見が出ておりますので、投票によって副議長選挙を行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、下中一平議員と山本義史議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。立会人は前へお願いをいたします。

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席1番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。下中一平議員、山本義史議員開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

山本義史議員 5 票

下中一平議員 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。したがって、山本義史議員が副議長に当選をされました。

山本義史議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長選挙の結果、引き続き就任されました山本義史副議長にごあいさつをお願いをいたします。

山本副議長

当選しました、山本義史でございます。ありがとうございます。

令和 3 年度におきましては、コロナ禍という中で、議長の全面的に補佐をするというところで一生懸命やりましたけれども、なかなか出番もなく、十分に出来ていなかったかと思っておりますけれども、今年も引き続き議長を補佐し、議会運営をスムーズに行き、より良い吉野町をつくるということで頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(拍 手 あ り)

野 木 議 長

町長より、引き続き就任されました山本義史副議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長	<p>まずは、副議長に引き続き当選されましたこと、誠におめでとうございます。令和3年度に引き続き副議長ということでございます。先ほどのあいさつにありました、コロナ禍の中、様々な行事等々も縮小する中で、野木議長を支えていただきました。改めて、議会運営におきましてもご尽力いただきましたことに感謝申し上げ、そしてまた、令和4年度、引き続きということでございますので、どうぞ議会運営におきましてもお力添え、そしてまた、行政との両輪の部分におきましても、特にコロナで大きなダメージを受けてる観光政策、新たな観光に向けて、お力添え賜ればなと思っております。引き続きの副議長へのご期待を申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。どうぞよろしく願います。</p>
野木議長	<p>副議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。</p> <p>日程8 選第3号「吉野広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>選挙の方法についておはかりします。</p> <p>投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>投票をお願いします。</p>
野木議長	<p>投票という意見が出ておりますので、投票によって吉野広域行政組合議会議員の選挙を行うことにいたします。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。</p>

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、6番上滝義平議員と8番中西利彦議員を指名いたします。よろしく願いいたします。それでは、投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。上滝議員、中西議員お願いいたします。

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席1番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。上滝義平議員、中西利彦議員開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票のうち

下中一平議員 3票

中西利彦議員 2票

西澤巧平議員 2票

上滝義平議員 1票

この選挙の法定得票数は1.00票です。したがって、下中一平議員、中西利彦議員、西澤巧平議員、上滝義平議員を吉野広域行政組合議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。

選挙の結果、当選となられた下中一平議員、中西利彦議員、西澤巧平議員、上滝義平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

下中一平議員、中西利彦議員、西澤巧平議員、上滝義平議員よろしくお願いをいたします。

吉野広域行政組合議会議員の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(「暫時休憩お願いします」 の声あり)

暫時休憩いたします。

少し時間早いですけども、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時といたします。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程9 選第4号「南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による、指名推選の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。

西澤議員 議長の指名推選でお願いしたい。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 全体協議会の中で、投票にお願いをしたいという話をしてましたが、撤回をさせていただきます。

今、西澤議員のいうように、指名推薦をしていただいたらいいんじゃないかと思います。以上です。

野木議長 上滝議員、議長一任でよろしいですね。

上滝議員 はい、議長一任で。

野木議長 議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推選で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

南和広域医療企業団議会議員の補充議員に藤本昌義議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名いたしました、藤本昌義議員を南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、藤本昌義議員を南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

藤本昌義議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

藤本昌義議員、よろしくお願いをいたします。

南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙を終わります。

日程10 発議第1号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま、発議いたしました予算決算特別委員会の設置につきましては、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査をするため設置するものでございます。

おはかりします。

委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し、設置期限については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することに決定いたしました。

日程11 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程12 「吉原町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程13 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程14 推第1号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程15 推第2号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程16 推第3号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委

員の推薦について」

日程 17 推第 4 号「吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 18 推第 5 号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 19 推第 6 号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 20 推第 7 号「吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。

また、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、この場で互選することとし、加えて各種委員の推薦についても、この場で推薦したいと思います、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

互選及び推薦の方法について意見を伺います。

(「 議 長 一 任 」 の声あり)

議長による指名推選の声がありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、各委員会の委員長及び副委員長、各種委員の推薦は議長より選任及び推薦いたします。

この際、皆様をお願いをいたします。

いずれの委員会の正副委員長に選ばれても、またいずれの委員に推薦されても異議なくご承諾くださいますよう、お約束をお願い申し上げます。

また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せてご承諾くださいますよ

うお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午後 1時12分 休憩)

(午後 1時17分 再開)

野木議長

再開します。

議長からの選任及び推薦の結果を事務局から発表させます。

坂本事務局長

報告させていただきます。

総務文教厚生委員会委員長に西澤巧平議員、副委員長に辻内正誠議員。

産業建設委員会委員長に下中一平議員、副委員長に上滝義平議員。

議会運営委員会委員長に中西利彦議員、副委員長に藤本昌義議員。

予算決算特別委員会委員長に山本義史議員、副委員長に中西利彦議員。

吉野町人権政策協議会委員に、辻内正誠議員、山本義史議員。

吉野町町営住宅入居者選考委員会委員に、藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に、藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員に、藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町都市計画審議会委員に、上佳宏議員、下中一平議員、山本義史議員、上滝義平議員。

三町村広域行政推進協議会委員に、野木康司議員、中西利彦議員、西澤巧平議員。

吉野町国民健康保険運営協議会委員に、藤本昌義議員。

以上でございます。

野木議長

ただいまのとおりといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいまのとおり決定いたしました。

自席にて休憩願います。

(午後 1時19分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

再開します。

皆様のご協力によりまして、役員選出等、予定しておりました日程が全て終了いたしました。

ただいま、議会運営委員会委員長との相談の結果

7日 午前10時から 議会運営委員会、

8日 午前10時から 本会議第2日目

を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

本日はこれをもちまして散会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 1時 21分 閉会)

令和4年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和4年3月8日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月8日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 協働推進担当参事 北谷隆範
総務課長 戸毛祥博 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 藤本和彦
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 中尾勇 産業観光課長 辻中哲也
教育次長 上林勝則 生涯学習課長 紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 坂本やよい 主 査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 報第1号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について
日程2 承第1号 令和3年度吉野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
日程3 承第2号 令和3年度吉野町一般会計補正予算（第10号）の専決処分

の承認を求めることについて

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 4 | 議第 1 号 | 吉野町課設置条例の一部を改正することについて |
| 日程 5 | 議第 2 号 | 吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて |
| 日程 6 | 議第 3 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 7 | 議第 4 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 8 | 議第 5 号 | 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 9 | 議第 6 号 | 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| 日程 10 | 議第 7 号 | 吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて |
| 日程 11 | 議第 8 号 | 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| 日程 12 | 議第 9 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程 13 | 議第 10 号 | 奈良県広域消防組合同規約の変更について |
| 日程 14 | 議第 11 号 | 吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について |
| 日程 15 | 議第 12 号 | 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について |
| 日程 16 | 議第 13 号 | 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について |
| 日程 17 | 議第 14 号 | 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について |
| 日程 18 | 議第 15 号 | 令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について |
| 日程 19 | 議第 16 号 | 令和 4 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について |
| 日程 20 | 議第 17 号 | 令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について |
| 日程 21 | 議第 18 号 | 令和 4 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について |
| 日程 22 | 議第 19 号 | 令和 4 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について |

日程 23 議第 20 号 令和 4 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）につ
いて

日程 24 議第 21 号 令和 4 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

日程 25 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は8名でございます。
定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。
中井町長。

中井町長

おはようございます。
本会議2日目、開会にあたりまして、ごあいさつ並びに施政方針を申し述べさせていただきます。
まずは、議会1日目でございますけれども、冒頭のあいさつでもお話をさせていただきました。
現在、コロナ感染症2年余りがたちました。
特に1月に入ってからオミクロン株の感染力が強いということで、吉野町でも非常に感染者が出ております。吉野町でも140人という形で出ております。皆さん方には、感染対策をしながらの議会になろうかと思っておりますけれども、改めてよろしくをお願いいたします。
そのときもお話しさせていただきましたけれども、今ワクチン接種のほうも3回目が進んでおります。
町内でも約18歳以上でございますけれども、73%を超える方が、今3回目の接種をしていただいております。
感染対策ということで、ワクチン接種をしながらですね、感染対策をするということで、皆さん方にも、ご協力のほど改めてよろしくお願いいたします。
そして1日目、令和4年度の議会の新たな体制を構築させていただきました。
皆さん方もご承知のとおり、吉野町は今、大きな課題、そして、コロナの中での町民の皆さん方の命と暮らしを守る、重要な局面に入ってるかなと思っております。改めて、議会の皆さん方のご尽力、そしてお力をいただき、町政を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
そして、本定例会に上程させていただきます議案でございますけれども、専

決処分の報告が1件、専決処分の承認が2件、条例改正が8件、町道路線廃止が1件、組合規約の変更が1件、指定管理案件が1件、予算に関する案件が10件でございます。改めまして、慎重審議を賜りますことをお願い申し上げます。

それでは、私の令和4年度の施政方針のほうを述べさせていただきます。

【はじめに】

本日ここに、令和4年第1回吉野町議会定例会が開催され、令和4年度一般会計予算（案）をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と、新年度の主な施策の概要について説明を申し上げ、町民の皆さま並びに議員各位のご理解と、より一層のご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

まず、はじめに、長引くコロナ禍の中、感染リスクと日々向き合いながら、最前線の現場でご尽力いただいている医療、介護に従事する皆さま、私たちの暮らしを支えていただいているすべての皆さまに、心から敬意と感謝を申し上げます。

【令和3年度を振り返って】

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が生活に大きく影響する年となりました。

新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぐため、吉野、大淀、下市の三町合同でワクチン接種の機会を設け、1回目、2回目の接種を無事終えることができました。

3回目に関しては現在、単独での集団接種を実施するとともに、1、2回目と同様、個別接種も並行して実施し、接種を希望する方には3月中におおむね受けていただける体制を確保しています。

また、抗原検査キットを町内の小中学校や高齢者施設に配布し、施設等での感染が確認された場合でも、感染者の早期把握やクラスターの発生を防ぐことができる体制を整えました。

来訪者向けには、抗原検査キット付のバスツアーを利用いただくことで、移動の安心を届けることができるとともに、メディアに取り上げていただくことによる観光プロモーション効果も十分発揮することができました。

教育関係では、令和4年4月に開校する「吉野さくら学園」の新校舎が無事完成し、義務教育9年間の学びと生活をつなげる環境を整えました。

公共交通システムについては、移動手段の確保と効率的かつ利便性向上のため、デマンドバスの実証試験運行を町内に234箇所の乗降場所を設定して行い、可能な限り利用者ニーズに対応できる環境を整備いたしました。

これらの事業は、令和4年度も引き続きより良い方向に進めていき、新たな挑戦へとつなげてまいりたいと思います。

【国の状況】

政府が国会に提出した令和4年度一般会計予算（案）は、107兆5,964億円で過去最大となりました。

そのなかには、新型コロナウイルスへの対応、新しい資本主義の実現、デジタル・地方創生（デジタル田園都市国家構想）、災害対策などが盛り込まれており、本町の町政運営にも直結する内容があることから、引き続き国の動向に注視してまいります。

また、内閣府の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。」と報告されており、「先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」とされています。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、社会経済活動を回復させていくため、また、町民の命と暮らしをまもるため、様々な事業を実施してまいります。

【本町の財政状況】

本町の財政状況ですが、令和2年度決算において、実質公債費比率や将来負担比率は、いずれも法律の基準を下回り、健全な数値となっておりますが、経常収支比率は「93.5%」で、前年度に比べ5%改善したものの、全国平均の「93.1%」と比べると、依然として高く、弾力性を欠く財政構造となっております。また、高齢化の進展や人口減少により、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

歳入面では、自主財源の根幹をなす町税は7億円前後を推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にあります。また、歳入の5割近くを占める地方交付税は、微減での推移を見込んでおりますが、今後も減少することが推測されることから、楽観視できる状況ではありません。

歳出面では、人口減少が進んでいるのにもかかわらず、少子高齢化に伴う社会保障費、また、老朽化した公共施設の維持補修費等、歳出の増加は避けては通れない状況であり、今後も財政状況は厳しさを増すものと思われております。

このような状況の中、昨年度策定した第5次吉野町総合計画及び、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各政策を実現していくにあたり、令和4年度では、見えている景色から、見えていない未来の景色をつくるため、未来の吉野を担う世代に希望をつなぐという考えのもと、事業を実施してまいります。

【令和4年度の各種事業等】

●政策1：人を育む吉野町

4月に開校する小中一貫教育校「吉野さくら学園」では、9年間の生活と学びをつなぐ、切れ目のない教育を子どもたちに提供してまいります。

「ふるさと教育」、「外国語（英語）教育」、「ICT教育」を柱とした魅力ある教育により、未来を担う子どもたちを育みます。

こども園の今後のあり方につきましては、令和4年度から審議会を開催し、多様な幼児教育・保育の環境づくり推進に向けて検討してまいります。

生涯スポーツにつきましては、住民の皆様が楽しみながら体力の増進、健康維持に取り組むことができるよう、様々な機会や場所を提供するため、スポー

ツ振興室を新たに設置し、官民連携による生涯スポーツ、健康寿命の延伸につながる事業を展開してまいります。

また、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の延期が決定しましたが、引き続きカヌーの普及、指導者の養成に努め、スポーツツーリズムなど、町の活性化につながる大会にできるよう準備してまいります。

協働のまちづくりを推進していくために、引き続き、各自治協議会の活動を支援するための情報提供や助言を行うとともに、地域の課題解決に向けた、地域包括交付金の交付や集落支援員の配置など、制度や体制の充実を図ります。

また、職員の人材育成につきましても、新しい発想を取り入れ、チャレンジできる能力を身につけるために、研修への積極的な参加を促し、役職に準じた職員のスキル向上を目指します。

●政策 2：循環と発展をめざす吉野町

気候変動による影響が顕在化する今日におきまして、環境への配慮は国全体の課題でもあります。本町においても、脱炭素化の実現に向けて、町民、企業、行政が一体となって取り組む体制の構築を検討してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、持続可能なごみ処理の実現に向けて、御所市、田原本町及び五條市で構成される「やまと広域環境衛生事務組合」と協議を始めることとなりました。早期搬入を目指し、継続して協議を進めてまいります。

吉野貯木や吉野杉の家を中心とした「木のまち吉野」の営みある風景や取り組みを発信し、吉野材の新たな利用拡大を図ってまいります。

増え続ける有害鳥獣による被害対策につきましても、昨年同様、必要などころへの補助金の交付や、箱縄実施隊の本格稼働による捕獲体制の強化などを進め、被害を最小限に食い止めていきたいと考えています。

観光に関しましては、世界遺産を含む文化資源を活用した通年型観光を目指し、吉野ビクターズビューローと連携したマイクロツーリズムやワーケーションを推進してまいります。また、宮滝遺跡をはじめとした文化財の情報を発信するとともに利活用を進めます。

移住定住対策としては、空き家の情報を整理するとともに「空き家コンシェルジュ」や「地域受入協議会」との連携を強化し、空き家の利活用だけではなく、多様な関係人口の創出を促進し、移住や起業につなげてまいります。

また、整理した空き家情報を活用し、スムーズな移住を図れるよう、空き家流動化補助金や空き家改修事業補助金を活用した移住支援を、昨年度に引き続き実施してまいります。

特にフォレスターアカデミーで学ぶ生徒の定住対策につきましては、町独自の住環境支援により、町内で生活してもらえる体制を構築してまいります。

公共交通システムにつきましては、路線定期運行型と予約型（デマンド）の複合的な乗合バスの運行を開始し、町民の安心と生きがいを生む移動環境を整えます。

●政策3：安心できる吉野町

南奈良総合医療センターで、より安心して受診していただけるように、南和広域医療企業団にて予定している発熱外来棟の建設費用の一部を負担いたします。

道路・橋りょうにつきましては、前年度比1.8倍の延長《金額比1.9倍》の舗装改良等を行い、住民の皆様に安心して通行していただけるようにいたします。

河川については、災害を未然に防ぐため、気候変動による流域洪水対策にも取り組んでまいります。

上水道事業の「持続」「強靱」「安全」を確保するため、県内市町村との経営統合に向けて準備を進めてまいります。

森林については、森林環境譲与税等を活用し、森林整備や災害防止につながる森林地番図の作成を促進してまいります。

吉野さくら学園開校に伴う、両小学校跡地の活用については、令和3年度に策定した両小学校跡地利活用方針（案）に沿って、早期に利活用に着手したいと考えています。

庁舎に関しては、現在の庁舎の老朽化が進行していることから、来庁者や職

員の安全確保のため、庁舎整備の検討を早期に実施いたします。

また、公共施設等総合管理計画に関しましては、計画の更新を行うとともに、個別計画の必要な施設については順次策定しながら、量から質への転換を図ってまいります。

●政策4：持続可能な吉野町

デジタルトランスフォーメーションを推進するにあたり、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、マイナポータルと基幹系システムを接続するシステムを導入し、住民の方の利便性が向上する行政サービスを目指します。

庁舎内のデジタル化においては、専門知識を有する人材を育成するとともに、業務改善につながるペーパーレス化を推進してまいります。

財政面では、限られた財政の中で、公益性の高い事業を優先的に取り組むための事業見直しを進め、財政基盤の強化に努めます。

また、関係人口の可視化によるふるさと納税の推進、企業版ふるさと納税を活用した民間活力の導入を推進し、財源の確保に努めてまいります。

情報発信に関しては、職員の広報広聴に対する意識改革、スキル向上に努め「つながる」情報発信体制を構築してまいります。

【令和4年度当初予算（案）の規模】

令和4年度当初予算（案）につきましては、

一般会計 52億2,200万円、対前年度比 10億2,800万円減少
16.4%の減少となりました。

特別会計 28億9,730万円、対前年度比 1,750万円の増加となりました。

また、吉野町水道事業特別会計 6億7,970万円、対前年度比 606万円の増加となっております。

提出いたしました各会計予算（案）の概要並びに詳細につきましては、各担当参事及び課長等から説明することといたします。

【むすび】

今までの延長線上の考え方では解決出来ない課題が山積している今、議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました令和4年度当初予算（案）をはじめとする諸案件につきまして、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、令和4年度の町政に臨む、私の施政方針といたします。

改めまして、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつと施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程1 報第1号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

それでは、報第1号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」ご説明を申し上げます。説明につきましては、お手元に配付をさせていただいております、提出議案等説明資料に基づき説明をいたします。それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の専決処分の報告につきましては、昨年12月29日に発生いたしました、消防車両の交通事故に係る損害賠償額の和解が成立したことに伴い、報告するものでございます。なお、相手方、公用車の運転者については記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、令和3年12月29日に消防車両が、年末夜警巡回中に相手方車両に接触し損害を与えたものでございます。その他和解条件につきましては、過失割合が町100%、相手方0%。損害賠償額は22万5,220円でございます。

今後、吉野町及び相手方、双方本事故に関しまして異議のない申し立てを確

認しているものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程2 承第1号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

承第1号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

私のほうも、お手元に配付させていただいております、提出議案等説明資料の3ページをもってご説明させていただきますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

専決処分いたしました事項につきましては、令和3年度吉野町一般会計補正予算(第9号)新型コロナウイルス感染症対策関連予算でございます。専決処分年月日は、令和3年12月16日でございます。

本補正予算は、先の令和3年第4回町議会定例会におきまして、ご報告を申し上げご承認賜っております。令和3年11月19日に閣議決定された、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金の事業でございます。

内容は、0歳から18歳までのお子さんを養育する保護者等の皆さんに、お子さん一人当たり5万円のクーポン券の支給を、現金5万円の給付に変更する

ものでございます。

専決処分をいたしました理由としましては、閣議決定後、直ちに現金給付方法とクーポン給付の方法を検討いたしました。町経済活性化においては、クーポン給付は不可欠でございますが、クーポン給付に要する時間というのが、非常にかかるというところから町議会より、昨年12月10日に子育て世帯臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議を賜り、10万円の一括給付へと方針決定させていただき、本補正予算を専決処分させていただいたところでございます。

補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正といたしまして、それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出総額を69億2,487万4,000円とするものでございます。

歳入の補正につきましては、15款「国庫支出金」2,500万円。子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金の増額でございます。

歳出の補正につきましては、3款「民生費」2,500万円。これにつきましては、子育て世帯臨時特別給付金事業、特別給付5万円掛ける対象者500人の増額分のところでございます。なお、子育て世帯臨時特別給付金事業の進捗状況等につきましては、担当の町民税務課長より改めてご説明申し上げます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第9号）のご報告とご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

ただいま、子育て世帯臨時特別給付金事業の対象者人数ですが468人。合計4,680万円を給付しております。以上です。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程3 承第2号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

それでは、承第2号「吉野町令和3年度吉野町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

再び、議案説明資料の4ページをご覧くださいようお願い申し上げます。

専決処分いたしました事項につきましては、令和3年度吉野町一般会計補正予算(第10号)新型コロナウイルス感染症対策関連予算でございます。専決処分年月日は、令和4年1月27日でございます。

本補正予算につきましても、国の決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円の現金給付をさせていただき事業予算などがございます。

専決処分理由といたしましては、こちらの給付金につきましては、先の1月25日開催の閉会中の総務文教厚生委員会におきまして、ご説明申し上げた給付金でございますが、こちらの給付金事業につきましても、迅速な給付が必要ということで、本補正予算を専決処分させていただいた次第でございます。

補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正といたしまして、それぞれ1億3,070万1,000円を追加し、歳入歳出総予算額を70億5,557万5,000円とするものでございます。

歳入の補正につきましては、15款「国庫支出金」1億3,070万1,000円。住民税非課税世帯等に対する臨時給付金事業補助金でございます。内訳といたしまして、事業費補助1億2,600万円。事務費補助470万1,000円の、合計1億3,070万1,000円の増額でございます。

歳出の補正につきましてはまず、1月1日付の人事異動。長寿福祉課から町民税務課への異動に伴う、2款「総務費」157万円。3款「民生費」におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業といたしまして、報酬・職員手当等で165万円。需用費・役務費等で130万1,000円。電算システム改修委託料といたしまして175万円。臨時特別給付金想定世帯数を1,260世帯に10万円を乗じた1億2,600万円。合計事業費1億3,070万1,000円に、長寿福祉課職員の給与から157万円の減額と合わせまして、「民生費」1億2,913万1,000円の補正で、合計歳出補正予算額1億3,070万1,000円の増額というところでございます。なお、こちらの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業につきましても、進捗状況等につきましては、担当の町民税務課長よりご説明申し上げます。以上、令和3年度一般会計補正予算（第10号）のご報告とご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

それでは、非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の進捗状況をご報告させていただきます。

非課税世帯に対して、申請書送付枚数 1,067 件。1月2日以降に転入された世帯 17 件。未申告で申告を要する世帯 32 件。その他 1 件。合計 1,117 件を配布しております。申請書受付件数ですが 839 件となっております。

3月4日には 2,880 万円、288 件を支給しております。11日には 441 件、4410 万円。18日には 110 件、1,100 万円を給付する予定となっております。

現在、配布枚数に対して申請書受付件数の割合が 75%となっております。以上、報告を終わります。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 4 議第 1 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸毛
総務課長

それでは、議第 1 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」議案説明資料 5 ページをもとにご説明を申し上げます。

今回の条例の改正の趣旨でございますが、先ほども提案理由にありましたよ

うに、産業観光課で所管しております、マスターズ準備室に係るものを教育委員会に移管するために改正するものでございます。

改正する条例の概要ですけれども、改正する条例につきましては、吉野町の課設置条例となります。なお、改正前といたしまして現在、産業観光課でマスターズ準備室を設置しておりますが、それに係わる事務分掌等の条例該当部分を削除し、産業観光課から省くものでございます。なお、3番の参考のほうに書いておりますけれども、本議案についてお認めをいただきました後に、教育委員会の事務分掌規則のほうで生涯学習課の中にスポーツ振興室を設け、当該の部分を改正する予定をしております。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。以上、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程5 議第2号「吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

山本協働のまち推進課長。

山 本

はい、失礼いたします。

協働のまち
推進課長

議案説明資料6ページをもとに説明させていただきます。

議第2号「吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて」改正の趣旨については先ほど、事務局朗読の提案理由のとおりでございます。根拠法令については、道路運送法及び道路運送法施行規則でございます。改正する条例の概要につきましては、第3条で路線定期運行バス及び予約型乗合バス（デマンドバス）の併用型運行とすること。また、第5条で乗車一回当たりの利用料金を、路線定期運行バスについては、大人200円・子供100円。また、デマンドバスについては、大人500円・子供250円とし、ただし、町内在住で、事前に利用登録を行った者については、大人200円・子供100円とすることを規則で定めることを規定したものでございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程6 議第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛
総務課長

それでは、議第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議案説明資料7ページに基づき、ご説明をさせていただきます。

今回の改正の趣旨でございますが、人事院の報告、また意見の申し出を受け、国家公務員の非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等が措置されることから、地方公務員法の規定により、国に準じた改正を行うものでございます。

大きな目的といたしましては、妊娠、出産、育児等のライフイベントは常勤、非常勤といった雇用形態に関わらず生じるものであることから、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、環境整備を行い妊娠、出産、育児等の仕事の両立を図るために、今回上程をしているものでございます。

続きまして改正する条例の概要でございます。

改正する条例につきましては、職員の育児休業等に関する条例でございます。その中で、第2条・第17条におきまして、非常勤の職員の育児休業・介護休暇の取得要件を緩和するものでございます。育児休業・介護休暇・部分休業及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が一年以上」の要件を廃止いたすものでございます。また、子の看護休暇及び短期介護休暇等の取得要件「6か月以上の勤務」との要件を「6か月以上の任期又は6か月以上継続勤務」に緩和をいたします。なお、第21条・第22条につきましては、育児休業を取得しやすい環境の整備を改正するものでございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 4 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、議第 4 号についてご説明を申し上げます。

議案説明資料につきましては、8 ページをよろしく願います。

今回、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の趣旨といたしましては、奈良県内の民間給与の支給状況を勘案いたしまして、吉野町の特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改正するものでございます。なお、これにつきましては奈良県人事委員会の給与勧告を参考に、特別職の職員で常勤のものの特別給を改正いたします。

続きまして 2 番。改正する条例の概要ですが、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を改正いたします。改正概要にいたしましては、期末手当支給月数、現行年間 2.85 か月分を 0.1 か月分減給し、2.75 か月としていきます。6 月・12 月それぞれ 1.375 月に改正するものでございます。

なお、令和 4 年 6 月に支給いたします、期末手当につきましては、令和 3 年 12 月分に支給された期末手当の額に 142.5 分の 10 を乗じた額を減じた額を合わせて減額した上で、支給するものといたします。なお、施行期日につきましては、公布の日といたしております。審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員 今、総務課のほうから説明がございましたが、「特別職」って職員というのは何を指して「特別職員」というんですか。教えてください。

野木議長 戸毛課長。

戸毛
総務課長 今回の対象になります「特別職」につきましては、町長・副町長ということになります。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 参事とか課長とか課長補佐はない訳やな。
「特別職」っていうのは、今言うたように、町長と副町長のボーナス分を0.1%カットするという意味ですね。

野木議長 戸毛総務課長。

戸毛
総務課長 ご指摘のとおりでございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 「特別職」って聞いてとっても分かれへん人がおるのでね。参事も入るのかなと思ってました。ありがとうございました。

野木議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 5 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、議第 5 号「吉野町一般職の給与に関する条例の一部を改正することについて」議案説明資料 9 ページをもとにご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、奈良県内の民間給与の支給状況を勘案し、吉野町の一般職の職員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

今回につきましては、奈良県人事委員会の給与勧告を参考に、一般職の職員の特別給を改定いたします。

続きまして、改正する条例の概要でございます。

改正する条例につきましては、吉野町一般職の職員の給与に関する条例でございます。改正の概要につきましては、一般職・再任用以外の職員また再任用の職員と分けて改定をいたしますが、期末手当の支給月数を一般職につきましては 1.175 か月分。年間に直しますと 2.35 か月。再任用職員につきましては、0.7 か月から 0.675 か月。年間に直しますと、0.15 か月分の減給でございます。なお、教育長の期末手当は一般職員の例によるものになりますので、こちらに含まれることとなります。

なお、令和 4 年 6 月に支給いたします、期末手当の額につきましては、上記の支給月数により算定した額から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額

に125分の15（再任用職員につきましては70分の5）を乗じた額を減じて支給することといたします。なお、施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。審議のほう、よろしくお願ひいたします。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございせんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程9 議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。議案説明資料の10ページをご覧ください。

改正の趣旨につきましては、事務局の朗読のとおりです。目的等に関しまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としております。

改正する条例の概要ですが、改正する条例は、吉野町国民健康保険税条例です。概要につきましては、世帯に未就学児の被保険者がいる場合、未就学児一人につき、世帯主に賦課する被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額する。そのうち低所得者世帯については、減額賦課後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額するものとする。施行期日につきましては、

令和4年4月1日施行日としております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします
します。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ
んか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

本会議の途中ですが、会議開始から間もなく一時間を経過しようとしており
ます。ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における、議場の換気
のため休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

(午前11時 00分 休憩)

(午前11時 15分 再開)

野木議長

再開いたします。

ここで、傍聴人の方に本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に
ついて申し上げます。

本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、飲み物の持込み及び飲用について従
来どおり許可することとし、マスク等の着用をお願いいたします。町議会に係
る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解と
ご協力をお願いいたします。

日程に入ります。

日程 10 議第 7 号「吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中産業観光課長。

辻中産業
観光課長

それでは、議第 7 号「吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて」ご説明させていただきます。議案説明資料の 11 ページをご参照ください。

今回の改正の趣旨につきましては、吉野町津風呂湖カヌー競技場施設を活用することに伴いまして、管理運営方法でありましたり、使用料等を規定する必要があるために、この設置条例の一部を改正するものでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法第 244 条の 2 項（公の施設の設置、管理）についてというところで、ご参照いただければと思います。

改正する条例の概要になりますけれども、設置条例内に 6 条から 15 条及び別表を追加する形になりまして、使用の許可及び利用料金・使用料等について規定するもの。参照といたしまして、別表を記載させていただきます。各施設の料金等について、使用料について定めているものでございます。施行期日につきましては、令和 4 年 6 月 1 日としております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 8 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、議第 8 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」議案説明資料 12 ページをもとにご説明をさせていただきます。

今回の改正の趣旨といたしまして、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正が行われるため、当該条例の改正を必要とするものでございます。目的といたしましては、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資の制度が廃止されたことに伴い、この条例の一部を改正いたします。

改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正する条例につきましては、吉野町消防団員等公務災害補償条例でございます。当該条例の第 3 条につきまして、先ほどご説明申し上げました、第 2 項中に「ただし、傷病補償年金又は年金である傷害補償もしくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない」という条文が現在記載されておりますが、年金法の改正に伴いまして、この条文が該当しませんので、この部分を削らすということになります。施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。ご審議のほう、よろしくご説明申し上げます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 9 号「町道路線の廃止について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇
暮らし環境
整備課長

それでは、議第 9 号「町道路線の廃止について」議案説明資料 13 ページをもとに説明をさせていただきます。

【路線の概要】路線名 町道中竜門 78 号線。所在地 起点 吉野町大字柳 1238 番地 終点 吉野町大字柳 1234 番地。路線延長 75.1 メートル。幅員 2.0～2.8 メートル。指定年月日 昭和 59 年 9 月 21 日。

路線を廃止する理由につきましては、昭和 59 年 9 月 21 日に当時、確認される路線を一斉に認定を行いましたが、所有者から道路建設に伴う用地費及び道路建設費を支出した私道であるとの申し出があり、所有者との協議を行い、道路の利用状況も確認した結果、廃止することが妥当であると判断したためでございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございません

か。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 10 号「奈良県広域消防組合理約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

それでは、議第 10 号「奈良県広域消防組合理約変更について」議案説明資料 14 ページをもとにご説明申し上げます。

奈良県広域消防組合の規約変更につきましては、議会の議決を要するため、今回議案を上程するものでございます。

2 番目の変更の趣旨・目的等についてご説明いたします。

令和 3 年度の奈良県広域消防組合議会の体制整備に関する検討会の協議結果の報告を受け、組合議会議員の定数、構成員並びに任期等について規約が変更されるものでございます。規約の変更内容について、3 番に記載しておりますことについて概略を説明いたします。

奈良県広域消防組合理約の第 5 条のうち、議員の定数が「25 人」から「26 人」に。組合議員の構成員、現行「市町村長または議員」となっているものが「市町村の議員」に。また、第 6 条では組合議員の任期が「一年」となっておりますが、それが「二年」に。また、別表につきましては現在、吉野町は第 6 区分に入っておりますが、第 6 区分が二つに分割されまして、吉野町が入っておりますところについては「2 人」から「3 人」という形になっております。

なお、規約の変更については、令和 4 年 7 月 1 日となっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 1 1 号「吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

森脇くらし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

それでは、議第 1 1 号「吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について」議案説明資料の 15 ページをもとに説明をさせていただきます。

【指定管理対象施設】名称 千股せせらぎ公園。所在地 吉野町大字千股 676 番地。【指定管理者に指定する者】所在地 吉野町大字千股 354 番地の 1 千股生活改善センター内。団体名 千股自治会。

【指定管理対象施設】名称 新子ふれあい公園。所在地 吉野町大字新子 59 番地の 1。【指定管理者に指定する者】所在地 吉野町大字新子 450 番地。団体名 新子区。

業務の範囲につきましては、河川公園の維持管理及び運営に関する業務、河川公園の利用許可及び利用制限に関する業務、前各号に掲げるもののほか、吉野町又は指定管理者が必要と認める業務。

管理の基準。吉野町河川公園の管理運営に関する規則及び千股せせらぎ公園の施設管理に関する協定(案)、新子ふれあい公園の施設管理に関する協定(案)

に定めるとおりとなっております。

指定管理の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程15 議第12号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第11号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

議第12号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第11号について」ご説明申し上げます。議案説明資料の16ページ・17ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

まず、16ページ上段、補正予算の概要でございます。

第1条 歳入歳出の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ1億4,552万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を72億110万1,000円と定めるものでございます。

また、第2条におきまして繰越明許費でございます。2款「総務費」企画費のサテライトオフィス誘致事業から8款「消防費」防災行政無線整備事業まで計11事業で、総額3億9,848万6,000円の繰越明許をお願いするものでござ

います。

次に 17 ページ、歳入歳出の補正の概要についてご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、11 款「地方交付税」でございますが、普通交付税 1 億 1,800 万 6,000 円の国の経済対策による追加補正分。また、1 2 月交付分の特別交付税 2,327 万円。計 1 億 4,127 万 6,000 円の増額でございます。

14 款「国庫支出金」でございますが、保育士等処遇改善臨時特例交付金 49 万 7,000 円。転入・転出手続きワンストップ化事業補助金 273 万 3,000 円。宅地耐震化推進事業交付金 60 万円。計 383 万円の増額でございます。

16 款「県支出金」でございますが、農業委員会業務効率化支援事業補助金 12 万円。宅地耐震化推進事業補助金 30 万円。計 42 万円の増額で、歳入合計 1 億 4,552 万 6,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、2 款「総務費」でございますが、退職手当組合負担金といたしまして、職員給与費で 1,315 万 5,000 円。普通交付税追加交付分の一部を減債基金に積み立てる、その他特定目的基金積立金 5,921 万 8,000 円。転入・転出手続のワンストップ化のための電算システム改修費としての、住民基本台帳ネットワーク等事業 273 万 3,000 円。計 7,510 万 6,000 円の増額でございます。

3 款「民生費」でございますが、令和 2 年度事業国庫補助金の精算による返還金として、歳出の補正の摘要欄にお示しいたしております、3 事業の返還金を合わせまして、社会福祉総務事業 484 万 3,000 円。保育士等処遇改善分 34 万 7,000 円。放課後児童支援員 8 万円を合わせまして、報酬・給与として職員給与費 42 万 7,000 円。計 527 万円の増額でございます。

4 款「衛生費」でございますが、南和広域医療企業団運営負担金として、同企業団への支援事業 2,327 万円。繰出基準内の高料金対策に係る経費繰出として、水道事業特別会計繰出金 4,056 万円。計 6,383 万円の増額でございます。

5 款「農林水産業費」におきましては、農業委員が現地で効率的に情報収集ができるためのタブレット購入費といたしまして、農業委員会事業 12 万円の増額。7 款「土木費」でございますが、県内市町村共同で大規模盛土地造成地第二次スクリーン計画策定事業として、宅地耐震化推進事業委託料 120 万円の

増額で、歳出合計 1 億 4,552 万 6,000 円の増額でございます。

以上、令和 3 年度一般会計補正予算（案）第 11 号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 16 議第 13 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

それでは、議第 13 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」議案説明資料の 18 ページをもとに説明をさせていただきます。

繰越明許費 1 款「下水道事業費」1 項「下水道事業費」事業名「公共下水道建設事業」金額 1,300 万円を繰越明許といたします。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 17 議第 14 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇
暮らし環境
整備課長

議第 14 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」議案説明資料 19 ページをもとに説明をさせていただきます。

【補正予算の概要】収益的収入の補正。1 款「水道事業収益」2 項「営業外収益」補正額 4,143 万円。一般会計からの補助金となります。

収益的支出の補正。1 款「水道事業費用」2 項「営業外費用」補正額、マイナス 19 万円。企業債利息の減となります。

資本的収入の補正。1 款「資本的収入」3 項「他会計補助金」補正額、マイナス 87 万円。一般会計補助金の減額となります。

資本的支出の補正。1 款「資本的支出」2 項「企業債償還金」補正額 8 万円。元金償還金の増となっております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ございません

か。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 18 議第 15 号「令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

失礼いたします。

議第 15 号「令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明申し上げます。議案説明資料の 21 ページをご覧くださいようお願い申し上げます。

まず、第 1 条におきまして歳入歳出予算でございます。令和 4 年度の予算 52 億 2,200 万円でございます。前年度比較増減は、10 億 2,800 万円の減。増減率は、マイナス 16.4%でございます。

次に、第 2 条におきまして、債務負担行為の事項につきましては、庁内ネットワーク機器更新で令和 5 年度から令和 9 年度までの限度額 5,881 万 9,000 円。また、パソコン端末更新で令和 5 年度から令和 9 年度まで 1,231 万円の限度額でございます。

次に、第 3 条は地方債でございます。地方債につきましては、最上段の「公共交通活性化対策」の目的から、最下段 2 3 番目にお示しいたしております、「臨時財政対策債」まで、計 3 億 2,840 万円の地方債の限度額を定めるものでございます。なお、そのうち「過疎対策事業債」の限度額につきましては 2 億 5550 万円。その他の限度額につきましては、7,290 万円でございます。

次に、22 ページをご覧くださいようお願い申し上げます。

第 4 条、一時借入金については、一時借入金の最高額を 5 億円と定めるものでございます。また、第 5 条については、歳出予算の流用について例年どおりの定めをしておるところでございます。

続いて、歳入歳出の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。主なものを申し上げます。

1 款「町税」でございます。令和 4 年度予算額 6 億 9,387 万 4,000 円。前年度比較 626 万 9,000 円の減でございます。

また、7 款「地方消費税交付金」につきましては 1 億 5,395 万 1,000 円。前年度比較 708 万 3,000 円の減でございます。

次に、11 款「地方交付税」でございますが、こちらは 26 億 6,100 万円。前年度比較 2 億 432 万 9,000 円の増でございます。

また、15 款「国庫支出金」につきましては 4 億 2,495 万 8,000 円。前年度比較 2 億 5,549 万 8,000 円の減でございます。

次に、「県支出金」でございますが、こちらは 2 億 6,522 万 7,000 円。前年度比較 2,694 万 1,000 円の減でございます。

また、18 款「寄附金」につきましては 1 億 5,411 万 9,000 円。前年度比較 418 万 3,000 円の減でございます。

次に、22 款「町債」でございますが、先ほど申し上げました 3 億 2,840 万円。前年度比較 7 億 2,600 万円の減でございます。歳入合計につきましては 52 億 2,200 万円で、前年度比較 10 億 2,800 万円の減でございます。

次に、23 ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

歳出について、主なものを申し上げます。

まず、2 款「総務費」でございますが 8 億 8,940 万 8,000 円。前年度比較 2,074 万円の減でございます。

次に、3 款「民生費」でございますが 12 億 245 万 2,000 円。前年度比較 2,631 万 5,000 円の減でございます。

また、6 款「観光商工費」につきましては 3 億 683 万 7,000 円。前年度比較 3,301 万円の減でございます。

次に、7 款「土木費」でございますが 4 億 3,927 万 7,000 円で、こちらにつきましては、前年度比較 8,380 万 1,000 円の増でございます。

続きまして、8 款「消防費」でございますが 3 億 4,193 万 7,000 円。前年度比較 3 億 850 万 1,000 円の減でございます。

また、9款「教育費」につきましては4億1,722万5,000円。前年度比較3億850万1,000円の減でございます。

次に、11款「公債費」につきましては5億26万1,000円。前年度比較。4,402万2,000円の減でございます。歳出合計につきましても52億2,200万円で、対前年度比較10億2,800万円の減でございます。

なお、23ページの下段に4番といたしまして、地方債の各増減の見込み。また、20ページの下段には、令和4年度の主要な事業をお示しさせていただいておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、令和4年度予算の主な内容についてご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程19 議第16号「令和4年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

議第16号「令和4年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)について」説明させていただきます。24ページをご覧ください。

予算の名称ですが「令和4年度吉野町国民健康保険特別会計事業勘定予算」です。

歳入歳出の予算ですが 11 億 3,000 万となります。

続いて下段、歳入について説明させていただきます。

主なものは、1 款「国民健康保険」1 億 8,955 万円。3 款「県支出金」8 億 4,940 万円。5 款「繰入金」8,439 万 3,000 円。歳入合計で 11 億 3,000 万となります。

歳出予算ですが、主なものは、1 款「総務費」1,309 万 6,000 円。2 款「保険給付費」7 億 9,691 万 2,000 円。3 款「国民健康保険事業納付金」2 億 9,916 万 4,000 円。5 款「保健事業費」1,307 万 7,000 円。歳出合計額 11 億 3,000 万となります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 20 議第 17 号「令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

議第 17 号「令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」ご説明させていただきます。議案説明資料の 25 ページをご覧ください。

予算の名称ですが、「令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算」です。歳入歳出予算の合計ですが 1 億 7,600 万円となっております。

歳入のほうですが、1款「後期高齢者医療保険料」1億1,842万7,000円。
3款「繰入金」5,272万9,000円。歳入合計1億7,600万円となっております。

歳出ですが、1款「総務費」344万5,000円。2款「後期高齢者医療広域連
合納付金」1億6,786万5,000円。3款「保健事業費」419万円。歳出合計1
億7,600万円となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ
んか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程21 議第18号「令和4年度吉野町介護保険特別会計予算(案)につい
て」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

議第18号「令和4年度吉野町介護保険特別会計予算(案)について」議案
説明書を26ページ・27ページをもとに説明させていただきます。

まず、予算の概要でございます。歳入歳出予算につきましては「保険事業勘
定」が12億7,690万円。「サービス事業勘定」270万円。合計12億7,960万
円となっております。一時借入金限度額として3,000万円。歳出予算流用につ
きましては、例年のとおりでございます。

まず、2 歳入(保険事業勘定)のご説明ですが、第1款「保険料」2億1,400
万3,000円。第2款「国庫支出金」3億3,323万2,000円。第3款「支払基金
交付金」3億2,724万5,000円。「県支出金」1億9,370万6,000円。

主なものでいきますと「繰越・繰入金」2億865万9,000円。歳入合計が12億7,690万円となっております。

3 歳出 保険事業勘定分でございます。「総務費」2,470万2,000円。「保険給付費」11億8,190万円。「地域支援事業費」6,907万3,000円。「諸支出金」として121万円。歳出合計といたしまして12億7,690万円となっております。

次に27ページ。こちらはサービス事業勘定となっております。

歳入といたしまして「サービス収入」「繰入金」「繰越金」合わせまして270万円。

歳出（サービス事業勘定）「サービス事業費」といたしまして270万円となっております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

今説明、介護保険ございましたが、介護保険料が非常に高いというようなことをよく言われております。

そんな中で質問というのは、介護保険料の今、推移しとる状況。去年と今年ですか。また、来年にはどうなのかという部分。推移が概算で分かったら、数字じゃなしに、上昇割合からいうてどうなのかということをお教えいただきたいと思っております。

野木議員

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

ただいまの質問に保険料でございますが、保険料の設定といたしましては、介護保険計画に基づいて算定させていただいております。

現在、第8期でございますが、8期の保険料につきましては、令和3年・4年・5年という3か年の介護保険料は6,100円となっております。こちら、上昇率については、ちょっと今手元に資料がございませんので、また予算決算

委員会のほうで説明させていただこうと思いますが、今後、高なるかどうかというのは、保険給付の今後の推移、保健サービスの事業内容について変わってくるものと考えております。極力、上がらないような例えば、今現在基金の積立て等を行っておりますので、そこを取り崩して上がらない方法等々も、検討をしていくことも考えております以上でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 上昇割合が分かりかねますって言いますが、今まで過去に上昇がひどいから、お金がかかるから、一般会計から繰入をするというようなことはなかったんですか。

野木議員 吉村課長。

吉村長寿
福祉課長 基本的に一般会計の繰入については、介護保険法に基づいてルールがございます。居宅について、施設についてのルールがございますので、一般会計の繰入というのは、その率に基づいて繰入されるということでございます。上乗せの一般会計の繰入っていうのがございません。以上です。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 結論から言うたら、一般会計からの繰入は出来ないということですね。確認のために。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿
福祉課長 はい、繰入については今、法的に……。ちょっと今、率は忘れちゃったけど12.5%、12.7%だったと思うんですけど。そこは一定のルールで。それ以外に繰入というのは今まではないです。出来ないかどうかというのは、ちょっと今、

手元に資料がございませんので、今の発言については控えさせていただきます。

上 滝 議 員 はい。はい。

野 木 議 長 上滝議員の本件に……。

上 滝 議 員 もうええねん。ええねん。

本件については、予算決算特別委員会で話をさせていただきますけれども、先の一般会計も見落として、質問する予定でしたが出来なかったんですわ。ほんで今、ちょっとさしてもうてんけど、もう終わります。以上です。

野 木 議 長 ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 22 議第 19 号「令和 4 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇 それでは、議第 19 号「令和 4 年度吉野町下水道特別会計予算（案）について」議案説明資料 28 ページをもとに説明をさせていただきます。

暮らし環境整備課長 予算の概要 歳入歳出予算 2 億 5,950 万円。「地方債限度額」「下水道事業」

「資本費平準化」合わせまして6,500万円。一時借入金の最高額が2,000万円です。

次に、歳入です。主なものにつきましては、「使用料及び手数料」2,453万1,000円。「国庫支出金」2,300万円。「繰入金」1億4,666万7,000円。「町債」6,500万円。歳入合計2億5,950万円です。

次に歳出。「下水道事業費」8,757万3,000円。「公債費」1億7,192万7,000円。歳出合計2億5,950万円。

地方債の令和4年度末の現在高見込みにつきましては、「下水道事業債」「過疎対策事業債」「資本費平準化債」を合わせまして、合計14億3,306万6,000円です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程23 議第20号「令和4年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

議第20号「令和4年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」の説明をさせていただきます。29ページをお願いします。

予算の概要 歳入歳出予算3,220万円。「地方債」「下水道事業」「資本費

平準化」合わせまして1,130万円。一時借入金の最高額1,000万円。

歳入につきまして、主なものは「使用料及び手数料」367万6,000円。「繰入金」1,458万3,000円。「繰越金」263万8,000円。「町債」1,130万円。歳入合計3,220万円。

歳出につきましては「農業集落排水事業費」891万7,000円。「公債費」2,328万3,000円。歳出合計3,220万円。

地方債の令和4年度末の現在高見込みにつきましては「農業集落排水事業債」「過疎対策事業債」「資本費平準化債」合わせまして1億842万9,000円です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程24 議第21号「令和4年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

議第21号「令和4年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について」説明をさせていただきます。30ページをお願いします。

予算の概要 業務の予定量「給水戸数」3,780件。「年間総給水量」69万1,000立米。「主な建設改良等の事業費」5,569万3,000円。

次に、収益的収入。「水道事業収益」3億4,618万円。主な内訳は「営業収

益」1億7,962万円。「営業外収益」1億6,651万円。

続きまして、収益的支出。「水道事業費用」3億6,677万円。主な内訳につきましては「営業費用」3億3,985万円。「営業外費用」2,472万円。「予備費」200万円。

次に、「資本的収入」1億7,294万円。内訳につきましては「企業債」8,040万円。「工事負担金」770万円。「他会計補助金」6,744万円。「出資金」1,740万円。

「資本的支出」3億1,293万円。内訳につきましては「建設改良費」1億3,013万円。「企業債償還金」1億8,280万円。

31ページをお願いします。

企業債の限度額8,040万円。一時借入金の限度額1,500万円。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時からといたします。

(午前11時 57分 休憩)

(午後 1時 00分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 25 一般質問に入ります。

藤本昌義議員より出されております。

- (1) 吉野運動公園及びカヌー競技用の管理運営について
 - (2) 新型コロナウイルス感染患者に対する支援について
- の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

一般質問の許可をいただきありがとうございます。それでは、私から2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず1点目は「吉野運動公園及びカヌー競技場の管理運営について」です。

そして、2点目が「新型コロナウイルス感染患者に対する支援」感染患者だけではなく、濃厚接触者も含めてということでご理解いただきたいと思います。

まず、1点目の「運動公園及びカヌー競技場の管理運営について」でございますが、本年1月25日の総務文教厚生委員会で、令和4年度は運動公園及びカヌー競技場を町の直営管理で行う旨の説明がなされました。そのときには、今後の詳細な具体的な計画とか経費的なものが何も示されずに、運動公園は今まで、民間による指定管理で9年間、それなりの実績そして、結構、効果を上げて町民の皆様からも好評であったと私は思っています。

その管理のところから、民から官への直営については疑問があるので、詳細な計画やこのことについての効果について伺います。

まず、今回この改編に至った経緯・理由について、その妥当性も含めてご説明をお願いしたいと思います。町長でも副町長でも結構です。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今回、吉野運動公園並びにカヌーの艇庫でございますけれども、町の管理を

主にやっていくということで、1月25日の文教厚生委員会でお話をさせていただきました。まず、一番大きな環境の変化を申し上げますと……。その前でございますけれども、スポーツクラブに関しましては、平成25年から9年間指定管理ということで、スポーツの振興を担っていただいた。これに関しては大きく評価もさしていただいていますし、これからも町民の健康増進に向けてやっていただきたいということでございます。それが前提の上で、なぜこのタイミングかといいますと、3年間の指定管理が一つ節目を迎えるのが、今年の令和3年度3月でございます。それと同時に、カヌー艇庫が「関西ワールドマスターズゲームズ」ということで、かなりの投資もしまして、大会を迎える予定でございましたけれども、去年の秋に延期が決まった。2026年5月をめどに、今予定されている訳ですけれども、そうなりますと、このカヌー艇庫をどのように、これから活かしていくかというのは、私も議員時代に、お話をさせていただいたのは、この施設というのは「関西ワールドマスターズゲームズ」だけに留まらず今後の、運動公園・津風呂湖一帯をどうやって活性化するかということを念頭に置いて進めてくださいということを、議員時代にもお話をさせていただきました。その流れの中で、大きく4年後に向けて準備をしていくという段階になったときに、地元の中学校、町民さんへの「カヌーの普及」を進めていくという部分が、まずこれ、今産業観光のほうで管理していただきながら、津風呂湖カヌー大会をしていただいたりもしました。それから、もう一つは、コロナ禍によりワーケーション、マイクロツーリズム、いろんな事業を通して吉野の、当然産業もそうですけれども、スポーツレクリエーションという形でカヌーを体験いただいている方もおります。そうなってくると、一つは研修、そして、スポーツツーリズムの観点から、そちらのほうにも、しっかりとPRもしながらやっていかないといけない。この辺で「カヌー」という一つの資源を、どんどん活かしていくためには、一体となってやっていく必要があるだろうというのがこの今、令和4年度を向けての一つの体制に入っているところに来たということでございます。

一つは、今、町の直営という形で、ストレートに言いますとそういう形での文言かもわかりませんが、今回の令和4年度の予算も見ていただきます

と、スポーツ振興に対する振興事業として予算も計上させていただいています。そして、運動公園の管理施設維持という形で継続できるような体制。これは、従来のスポーツ振興を維持していただくという形を取るために、その運営体制に向けても予算計上させていただいています。指定管理になる前は、吉野町の生涯教育委員会として直営でやってたわけですが、それに後戻りするつもりは全くございません。いわゆる、9年間のスポーツ振興という形を築いていただいた。なぜ、その築いていただいた形を今後活かすかというのは、藤本議員もご存じのとおり運動公園施設も、もう40年を過ぎてます。かなり、修繕をしていかないといけない。そしてまた、これから維持コストが出てくるという中で、どうやって施設維持管理をしていくかという部分も、やはり大きな負担になってこようかということも意識しております。先日、スポーツクラブの理事会にも出席をさせていただいたときに、いろいろ理事さんのほうからの部分の中で一番多かったのは、人材育成でございました。そしてもう一つが、施設管理の維持の負担というのがやはりこれから大きくなっていくので、その辺に関しても、官民連携でやっていただけるとありがたいということで、そういったお言葉もいただきました。まさしく、そのとおりでございまして、ある一面からいきますと直営という形で捉えがちですが、今までのスポーツクラブのノウハウ、そして運営を活かした形で、官民一緒になってやっていくという形で今後、吉野運動公園施設、そしてまた、津風呂湖カヌー競技場含めてやっていくという形で、本年度1月25日に方向性を話しさしていただいて、令和4年度の予算に、ある一定の方向を計上させていただいたという形でご理解いただければなと思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今の町長の説明では、「官民協働」という一つのキーワードで、吉野町と吉野スポーツクラブであるんでしょうけども、ある程度、スポーツクラブの実績を認めていただいているのは喜ばしい限りだと思うんです。

ただ、ここでどちらかといえば、今までの利用実績がある吉野運動公園と新

しくて利用実績の少ないカヌーの競技場、これを一括りにして見るというのも、ちょっと危険かなというようなところもあって、もしくは、指定管理で両方見るというそういう発想はなかったのかなと。将来的には、改修とかワールドマスターズに向けて、観光資源である「カヌー」というものが魅力のあるものなので、それをどこか違う部署で考えていくというような観点というのはなかったのかなと思います。

それともう一つ。こうやって今、町の職員さんがあそこへ行くことによって、運動公園にかかる経費。予算書を見ても、工事費とかの増減があるので一概には言えませんが、少なくとも人件費的には増えています。先ほど予算の中で、教室等の要は、スポーツ振興を担う部分 1,100 数十万円の予算ついてました。それともう一つ、運動公園の施設管理の委託料として 400 数十万円の金額も入ってる。これも多分、スポーツクラブに委ねるのかなと思ってて、結局その肝心な部分というのは委託にして、町の職員さん一体、あそこへ行って何をしてはるのかなというそれがあるんです。だから、いわゆるこの費用対効果について町長、もう少し具体的に教えていただきたい。

先ほど施策方針の中でも、財政が厳しいっていうふうに、だんだんなってきたというのがあるって、やっぱり財政が厳しい中で、どうやって経費削減して今までの事業を進めていくかというのは、やっぱりこの吉野町の大事なことやと思うので、その辺も含めましてご説明をお願いしたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

まず、カヌーの艇庫・競技場と運動公園の一体とした、指定管理を検討しなかったのかということでございます。

私自身も、このスポーツクラブそのものの、今後の発展に向けて、やはりいろんな意味で人材育成が必要だなということは、年初より考えておりました。その中で、全国でもこのスポーツクラブというのは、2016年ベースですけれども、クラブ数は3,385ありながら、法人格を取ってるのは785。吉野スポーツクラブっていうのは785に入っているわけです。ただ、全体的に見たとき

に、指定管理になっているパーセンテージが全国でもクラブ数の内 6%なんです。

これ、何で6%なのかっていうこともやはり、この生じてくる課題というのが、指定管理料をそれぞれの自治体の財政を見たときに、やはり抑えていかないといけない。指定管理料としていただいた収益も、地方ほど下がってきます。その中で、生じてくるコスト削減の影響。それとまた、古くなってくる施設の修繕。この辺が合わせて7割を超える形で、この指定管理というのが、なかなか現実的に少ないというのが現状です。その中で私自身は、25年から吉野スポーツクラブさんは、スポーツ振興において非常に頑張っていた。世の中の流れからしたときに、人口減少とか、特に吉野町におくと、あれだけやっぱりすばらしいグラウンド、競技場があるというところは、なかなか奈良県の中でも少ない。これはやはり、吉野小学校。今、跡地のこともありますが、あの辺一帯に美吉野グラウンドという、阪本仙次さんが民間で築いた施設があって、その流れから吉野運動公園に陸上競技場、体育館、野球場、テニスコート様々な、スポーツ施設が出来たということは、やはり吉野町の運動公園施設っていうのは非常に立派なものだなど、だからこそ、やはり今後、維持していくにはコストも要る。その中で、一体的にやることによって、維持管理とか財政の面で、非常にこれから厳しくなってくる。その中で吉野町も今、藤本議員がおっしゃるように、単体で見たときの、例えば運動公園だけで見たら、いわゆる、そこでコストが膨らむというような形でおっしゃるんですけども、吉野町の場合は、全職員を含めてトータルで見たときに、どこに配置をしていくか、その役割を、前の一般質問でありましたけれども、当然スポーツだけではなくて、福祉の面とか観光の面とか、この連携をつくっていくためには、どうしてもそのハブ的に職員が、連携をさす窓口になっていかないといけない。そして、民間活力を今後導入していくときに、プール跡地であったり、周辺の遊休地とか山林も含めて様々ございます。そういったときに、要請の窓口として、そういったスポーツ振興であったり資源を、企業の方々と進めていかないといけない、そういった部分もこれから出てこようかなと思っています。そういう立ち位置からいきますと、官民連携でやはりやっていかないといけな

い。世の中を見ても、元々25年前までは、町民さんのスポーツっていうのは「官」が担っていたわけですね。私自身も、体協の役員をさせていただいて、その当時、スポーツもしていたんですけども「官」が担っていた。そこにいわゆる、スポーツクラブというNPOですけれども、民間が指定管理としてやっていただいて「官」の受け皿を「民」になった。ということは100%「民」になって、ある意味この9年間というのは、NPOのスポーツクラブの下請けのように形で、なかなかスポーツ振興に対して、逆に言うと、もっと本来ならば関わらんあかんとこもあつたかもわかりません。その部分の中で、任せっきりになっていた部分もあるかと思ってます。そこでもう一度、この「官」の部分を担ってたものを、スポーツクラブだけに頼るんじゃなくて、やはりここに「官」も入りながら、カヌーの支援であったり、そしてまた、近隣見ますとグランデージもあつたり、阪本仙治さんの話しましたけども、南都銀行さんがその近隣でいろいろ、レストラン、また食事をしていったりとか、そういうふうな、民間の収益事業に繋がるような資源も今、掘り起こしに出てきてますので、そんなこと連携しながら、これからやっていく必要があるやろうなということで、いわゆる「官民連携」というスタイルで、発展させていきたいというのが私の思いでございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今のお話は、どちらかというと理想的な話で、当然、私もそうあるべきだと思います。財政は、運動公園だけが一つの経費削減の対象ではなくて、町全体ということをお伺いするのは、それもわかります。ただ、あそこで職員さんって……。それなりの給料の人が、お仕事をするわけですから、具体的にどんなお仕事をするんですかっていうのをお聞きしたい。

例えばこれ、たまたま3月号の吉野スポーツクラブが出してます、カレンダーと中の記事に、令和4年で設立から20年を迎えますと、その中でクラブの在り方というのを書いてあつて例えば、健康体力づくり。これは多分、スポーツクラブ得意だと思います。私も実際に、子供のスポーツの指導者をしてます

し、自分がグラウンドゴルフには参加していますから、毎週運動公園にはグラウンドと体育館行ってます。今コロナで、ちょっと行っていませんけれども。そんなんで、ただ、介護予防事業だとか、そういったものを担っていくというのは、町の職員さんで、できるんですかっていうか……。要は、町の職員は何しはるんですかというのを僕、ものすごい疑問持ってるんですよ。

今まで多分、教育委員会の人たちは、中央公民館に居て時々、いろいろ相談に来られて、向こうで居てやってて、うまいこと回ってた。今度は多分、あそこへ人を集めるのかなあっていうのがあって、その人たちは具体的に何をするのか。高い給与を出してする仕事なのかなというの、ちょっと疑問に思うので、そこだけもう少しご説明お願い出来ますか。

野木議長 中井町長。

中井町長 今、カヌーのほうには艇庫管理棟がありまして、いわゆる産業観光課の中で、そこで職員が、産業観光の一環として事務所を構えています。

ただ、カヌー艇庫も管理棟も含めて、今ワーケーションの可能性も含めて、どんどん利活用をしていかなあかんやろうなど。特に、企業の皆さん方にも、どんどん利用していかないといけないだろう、その一つとして、我々も、やはり今後、運動公園のプール跡地であったり、様々な事業を展開していくときに、どうしても今の現状を、もう一度把握する必要があると思うんですね。そこで今、藤本議員おっしゃっていただいたように当然、スポーツクラブが中心になって、スポーツ振興をしていただいています。ただこれ我々、行政預かる人間としたら、数字をもとに、ある一定の方向性を導き出さないといけない。そこで、その数字というのは、健康寿命とか平均余命とか、そしてまた、要介護の期間がどうなってるか、これやはり、吉野町見たときに、特に南部地域もそうなんですけども、要介護期間をもう少し短縮しないと、健康寿命が県平均より低いんですね。それと同時に、運動をしていない割合も県平均より高いんですね。ということは、もう少し町民さん全体に、このスポーツ全体なのか、もしくはスポーツじゃないウォーキングなのか、もしくは、竜門岳含めて森林セラピー

とか、そういうふうな健康ウォーキングなのか、様々な、いわゆる、町民さんというのは、スポーツクラブの会員さんだけでなく、全町民になるわけですから、その波及に向けて、様々な教育から行くのか、福祉から行くのか、それぞれの分野で、そういう仕掛けをしていかなあかんときに来てるのではないのかな、それがいわゆる、介護保険料とか、そういうところにもつながってくるかなと思います。ですから、行政というのは、今まで縦でやってたやつを、より横串を入れていかないと、これからはもう絶対、町民サービスであったり、いろんなどころの、事業そのものがロスが出てくる。そういう時代になってるかなという思いから、しっかりとその辺の分析もして、そしてまた、福祉、強いては、吉野ビジターズビューローというのはある意味、これも職員2名行ってますけれども、しっかりとした連携をすることによって、収益事業にもつなげていきたい、そんなところも含めて、今の方向性を出ささせていただいたというところでご理解をいただければなと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

おっしゃることは本当に分かります。特に例えば、今まで縦割り行政の中で、やっぱり横の連携というのは必要だし、スポーツクラブの会員だけの施設でもないから吉野町民もしくは、そこを利用する町外の方も含めて、利用者のための施設であるということは間違いない。その中で、スポーツ振興に関して、例えばスポーツクラブが担うのであったら、これ1年・2年で出来るはずもなく、中長期的な計画の中でやっていかなきゃいけない。これが、今まででしたら、指定管理3年の中で、どうしていこうという計画的なものが出来ましたけれども、これから1年ごとに、どうなるかわからなければ、本当に自分たちがどうしていったらいいのというクラブのほうも、これはまた難しい話かなあという気がします。特に、例えば子供のスポーツ振興といたら、子供たちを見ていくのは1年・2年じゃなくて、やっぱり長く見ていかないと、競技の熟練度ってのは変わってきますから、そういうことも含めて、単年でやれることではないので、そこは強く「官民協働」でずっと連携して、人材育成という観点か

らもできるだけ支援をしていただきたいというのが一点ございます。

今回の運動公園の指定管理がなくなって、吉野町の方がやって、スポーツクラブがお手伝いするとなったときに、スポーツクラブの人たちからは「僕ら、何か悪いことしたんかい」と「何か、町長の気に障るようなことをしたんか。僕ら、何もしてないで頑張ってるのにな」というお声がやっぱりあります。だから、そこは「違うよ」って僕は言ってるので、そこはやっぱり、町長の口から言ったってあげたいというのは一つ思ってます。ですから、スポーツクラブは何も悪くなくて、これから吉野町のことを考えたら、スポーツクラブと吉野町が、スポーツクラブだけではなくて、もっと民間と一緒にやっていくよというスタイルをとりますよということで、僕は理解しておいて良いですよ。そういうふうに町民の皆さんというか、クラブの皆さんにも報告してよろしいですね。

野木議長

中井町長。

中井町長

理事会のときに、その話をさせていただきました。私自身は、決してスポーツクラブそのものが悪いとか、そんなつもりは全くないです。それを伝える人が、そういうふう言うてるかもわからないですね。私自身は、今までの9年間のスポーツ振興に対しては、ある一定の評価もさせていただいています。この間も理事会の中で、それぞれの理事さんが話をされました。いろんな懸念の部分があるので、今後はやはり維持管理をしていくために、発展的にするために、いわゆる、カヌーなんかかっていうのは特に、特化したスポーツです。その中で民間との連携、それによって成功している海外では事例もある、それに期待するという声もいただきました。ということは、やはり、いろんな形の中で、これから、恐らく行政だけの力でも無理でしょうし、スポーツクラブさんだけの財政力でも、これからは無理でしょう。ですから、そこに、いわゆる今、小学校跡地とか様々な、企業のサウンディングをして、吉野のこのすばらしい資源の中で、企業の皆さん方が、この吉野に対して、いわゆる連携、そういったときに、吉野のスポーツ振興は1,000万でこれぐらいのことが出来ますよ、500

万でこれぐらいのことが出来ますよというのを、しっかりと連携しながら話を
して、これを担保してくださいっていうことも言っていないといけないと思
うんですね。そうでないと恐らく、指定管理料だけでいくと、これから吉野町
の財政と、公共施設、そしてまた、インフラも含めると、この運動公園だけ
でも10年間で3億5,000万ほど、これからいってくるわけです。その中でい
くと毎年、公共施設に対する投資額っていうのも、年間、公共施設だけで7億、
インフラと合わせたら15億ほど、これからかかってくるわけですね。そんな
ところに対処していくには、どうしてもある一定、町民のスポーツ振興、福祉増
進と同時に、収益を高めるようなこともやっていないといけない。そこには
やはり、民間の活力の必要性を私は感じてますので、そこを一緒になってやっ
ていくのが、これからの吉野町のスポーツ振興であろうかなと思います。

もう一つ、今スポーツ省のほうで、スポーツを活用した特色あるまちづくり
の自治体を応援するという取り組みが、2021年度から表彰制度で出来ました。
これも30自治体ほどが、スポーツ地方創生でまちづくりで表彰をいただいで
ます。まさしく、長期的なビジョンでいくには、まちづくりとスポーツをつな
げていかないとこう言ったことが出来ない。ですから、吉野町にとってみたら、
いわゆる運動公園施設というのは、レクリエーション施設であるし、観光振興地
であるし、第5次総合計画の中でも上位計画にそれをうたってます。ですから、
そこに向けてしっかりと、当然、行政の人材育成もそうですけども、民間の人
材育成とセットで、そういった拠点づくりに進んでいきたいなと思ってますの
で、ぜひお力添えをお借りいただければなと思います。

よろしく願いいたします。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

この件に関しては、最後の一点だけなんです。

今まで利用してきた利用者の皆さんは、これからも同じような利用。要は、
サービスの低下につながらず、同じような形態で利用できるっていうことには
変わらないのかだけ確認させてください。

野木議長 中井町長。

中井町長 この件に関しましても、先日の理事会で同じように、今の町民さんが、スポーツ振興にあたる行政サービスの維持というのは、担保させていただきます。より、それを持続可能にするために、これから発展的に企業との連携もやっていきたいということで、お話をさせていただきましたので、今、藤本議員おっしゃっていただいたのは、先日のスポーツクラブの理事会でも同じことをお話しさせていただきました。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 ありがとうございます。何分にも、吉野町財政厳しい時代になってまいりましたので、出来るだけサービスの低下にならず、そして、経費の削減を目指していただいて、今後、大切な吉野町の人材育成という意味でも、官民両方の人材育成のほうをお願いしたいと思います。

それでは、第2番目の質問でございます。

吉野町も、昨日までに140例という新型コロナの感染患者が出ております。そして、年明けてこの「オミクロン株」になってからは、毎日のように数人。昨日でしたら10人という、こういう方々が出て、中にはほぼ軽症、もしくは無症状の方もいらっしゃる、そういう方々が、少なくとも一週間、自宅待機とか濃厚接触者も外に出られない状態になって、その方たちが、買い物、生活用品、どうしようかといったときに、今、社会福祉協議会のほうで一部、その買物代行サービスとかはしてると思うんですけど、それも本当に浸透してなくて、吉野町として、どういう形でそういう方々に支援できるのであろうかなということを質問させていただきます。

もしくは、社会福祉協議会のほうがやるのでしたら、それはそれで結構なんです、それをもっと吉野町としてどうアピールしていったら、利用者の方がやっぱり、言うたら「あこ、かかってんと」っていうような、そんな懸念もございま

すのでそういう、守秘義務的なものも含めて、少しだけ、もう時間もないので質問させていただきます。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿 藤本議員の質問にお答えさせていただきます。

福祉課長 まず、奈良県内の各市町村等の生活支援体制について説明させていただきます。コロナ感染者に対する、3月2日現在における県内の各市町村の生活支援体制につきましては、奈良県39市町村中33団体が、市町村もしくは社会福祉協議会において感染された方に対しまして、買い物代行であったり、食品の配付等の支援を実施されております。吉野町の支援体制におきましては、令和2年5月1日より町の社会福祉協議会が買い物支援事業を実施しています。現時点での支援要請は3月2日現在なんですが、2世帯と少なく、社会福祉協議会の職員で対応は出来ているものの、今、先ほど話もありましたように「オミクロン株」の感染拡大というは、非常に大きくなっておりまして、今後この広がりが大きくなると、社協では対応は厳しくなってくるので、役場と社協が協働しながら、この事業を継続していく予定でございます。

現行の町民への支援体制につきましては、新聞でもご存じかと思いますが、1月31日に県と市町村長との対策会議を開催した中でも、県として感染者の情報は個人情報の保護を理由に、市町村には情報提供が出来ないということでした。今現在、県が行っているのは、保健所から非感染者、保健所が全部把握してますので、非感染者に対しまして、パルスオキシメーターの貸出しと、それと生活支援が必要な方には、各市町村で行われている支援情報を、吉野町であったら、社協が買い物代行支援をやっているという情報提供と、そこの社協の電話番号のアナウンスを行っており、非感染者が直接、その支援をしている社協であったり市町村であったり、そこに連絡する体制になっております。このことを受けまして、県はいろいろ各市町村長から、やっぱり情報を出してほしいという要請がありましたので、3月2日に知事の定例記者会見がありまして、県が非感染者に生活支援の希望を聴取した上で、この情報を市町村に教え

て良いかという同意を得た方には、市町村に情報を出すという取り決めになりました。感染者の中には、ご自身で市町村に生活支援の連絡出来ない方もおられますので、今後、県と情報を提供体制を構築しつつ、社協と連携・協力しながら、町民の皆様の生活支援体制にあたりたいと考えております。

また、話が若干それますが、私、実は同居しております、私の家族3名中1名陽性者が出ました。私ともう1名につきましては、2月の中旬にファイザー社製、そして、モデルナ社製のワクチンを接種しております、2月上旬でございましたので、接種してから二週間以上経っています。なので、抗体価はもう既に上がっている状態での、濃厚接触者の家族内での生活をしておったわけですが、今振り返ってみますと、昨日私、実は隔離が取れまして、今日から出勤でございます。振り返ってみますとやっぱり、家庭内感染って結構、感染力が強いと聞いてますし、何分タオルであったり、そのようなものについては、共有するものも多いので、さすがそのワクチンを打って抗体価が上がったことによって、家庭内感染が防げたのかなと思っております。

このこともありまして、ワクチン接種は非常に有効であると考えておりますので、住民の皆様の早期接種をお願いしたいと、宣伝になりますけども、よろしく申し上げます。以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

時間となりました。

本当にこの件に関しましては、住民の皆様にできるだけ細かな周知をしていただいて、できるだけご支援をしていただけるようお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、上佳宏議員より出されております。

- (1) 吉野小学校跡地利用と役場本庁舎移転先に関して
- (2) 吉野運動公園の指定管理について
- (3) ごみ問題④

の一般質問をお願いします。

上議員。

上 議 員

3番、上でございます。

発言の機会いただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

まず、私からは「吉野小学校の跡地と本庁舎の移転先に関して」お伺いしたいと思っています。

先日の委員会で、吉野小学校跡地は、にぎわい拠点にするというお話を伺いましたが、その後、本庁舎の移転については、別で考えるというお話を伺いました。今回の予算措置でも、別で計上されているところはあるのですが、実際本庁舎をどのように、どこに移転するのか、そこはどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思っております。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

本庁舎の件に関しましては、令和4年度の予算のほうにも、上げさせていただいています。当初、小学校跡地利活用に関して令和3年度で、今の公共施設の量の多さ、そしてまた、削減していかないといけない財政のことも含めると小学校の跡地利活用に関しては、その辺の検討をするということで、令和3年度は進めさせていただきました。

その中で、どうしてもある一定の要望書が出てきたり、議員さんもそれぞれの地域で庁舎のことを質問された。それで3年度中にも、一般質問の中で庁舎のことについての質問をいただきました。この庁舎というのは、それぞれの見方、そして時代に応じて、庁舎機能の在り方っていうのは違うわけですね。その中で、これからの庁舎の在り方っていうことで、令和4年度の予算に計上さ

せていただいておりますけれども、庁舎の施設の検討委員会をして、適地選定、そしてまた様々な調査をして、どこが吉野町としてふさわしいのか、それを議会の皆さん方、そしてまた町民の皆さん方に示していこうという形で、いわゆる小学校跡地利活用と庁舎というのは切り離して、説明をさせていただく予定です。

ただ、皆さん方もご承知のとおり「小学校跡地に庁舎は、ほな来ないのか」と、その前提というのは、これから庁舎検討の委員会を立ち上げて、その中で財政面、いろいろな適地選定も含めて、皆さん方にお示しをしていきたいなど考えています。

野木議長 上議員。

上議員 ご答弁のように、上市地区や吉野地区から要望書が出ていて、それがありませんでしたが、小学校の統廃合が行われたので、当然ながら学校跡地を早期に利用したいという思惑もあって、サウンディング調査というのを予算ベースで990万円かけてされた。そこまでは私も、当然ながら議会の中で承知しておりますが、例えば今年度に「学校跡地利活用アドバイザー委託料」1,600万円、また予算計上されていて、それ以外に「庁舎整備計画策定委託料」として2,150万円計上されているということであれば、先に庁舎整備の計画を策定されたほうがいいんじゃないか。私はそのように考えるんですが、いかがでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 庁舎整備に関しての考えですけれども、平成22年にその当時、この庁舎そのものの耐震設計をした経緯がございます。

その当時、私も議員として庁舎のことに対して、質問もさせていただきました。いわゆる計画性を持って、第一に考えるべきではないのかなという形で、もう10年以上が経ってしまってるわけです。その中で、いわゆる吉野町の財政状況、先ほども運動公園施設を一例に話しましたがけれども、公共資産が吉野

町は1人当たり多い、その中で財政を考えたときに、これから維持管理していく費用を考えると、これ以上、公共資産を持つことは非常に厳しい。その中で、民間活力を活かす、これは私は選挙公約のときも話したんですけれども、庁舎に関しては、安全、命を守る庁舎機能を設置する、そして、にぎわい拠点をつくる。これは吉野町の中で、ここへ行ったら人がにぎわう、出会う場所が全くない。その中で、いわゆる民間活力の導入に向けては、この2つの学校跡地利活用をどれぐらい可能性があるか、そこを先行したっていうのが、私の考えであります。

庁舎に関しましては、平成22年のときの庁舎機能とそして今、上議員もご存じのとおり、デジタルに大きくかじを切ろうとしてます。ですから、今までの立派な庁舎が、吉野町のシンボルであるという形が、本当に町民の皆さん方にとって幸せなのかどうか。それもこの、高齢化した中で、面積が変わらない中で、今のデジタルによって、もっと町民さんに近い形で行政サービスができる方法はないのか。庁舎にお金をコストをかけるのであれば、行政サービスにコストをかける、そういったことも踏まえて、私自身も全国いろんなところで、話も聞かせていただきながら、そして、政治もデジタル庁の初代 平井卓也大臣とのオンラインの意見交換でも、その話も出てました。立派な庁舎が求められる時代ではなくなっている。だからこそ、いろんな形で行政サービスをやっていく、知恵を出していかなあかんということの中で、庁舎っていうのもう一度、そういったことも含めて、予算計上させていただいて……。

そしてただ、要望書が上がってます。それは、今までの庁舎というイメージで皆さん方が求められている。だからこそ、それに対しては丁寧に、しっかりと費用も含めて、お示しをしていかないといけないということで、この2つを令和4年度で並行して進めていきたいと思ってます。

野木議長

上議員。

上議員

立派な庁舎は要らないとおっしゃるとおり、別にお金をかけるのがすべてというわけでは全くなくて、今の話であれば、吉野小学校に庁舎を持っていくこ

とだって検討できるわけです。にぎわい拠点も、先ほどの話、官民連携でいくのだったら、1階 にぎわい拠点を持って、2・3階 庁舎にするのはどうなんですか、そういうことも考えられるじゃないですか。それが考えられるうちは、先に庁舎の選定をどうしたらいいのかを決めてから、小学校をどうするかっていうのを考えてもいいんじゃないかと思うのです。

それほど大きな面積が必要だとも思いませんし、この計画で、仮にこの、どこまでされるかわかりませんが「学校跡地利用アドバイザー委託」ってどこまでのこと業務が含まれていて、どうなのか、前の990万かけたサウンディング調査の結果で何が出ているのか、それも踏まえた上で、一旦ここは、学校跡地をにぎわい拠点にするというのは一旦止めても、庁舎を先にどうするかを決定したほうが、トータルでの予算やものをどう使うかということに対して、コストも下げれるんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

コストに関しての試算というのは、今財政のほうも含めて、担当課です。その中で、庁舎に対する費用のかけ方ですけれども、先に決めたらええという上議員のおっしゃり方ですけれども、今、全国見ても公共施設の、いわゆる学校跡地、一つ併用でやっていくとか、公共の制約をかけて、そう簡単に田舎のほうで、民間が活力を生み出すことを考えることは非常に難しい、そこには、なんぼかのお金を投入して一緒にやらないと、なかなか厳しいところがあります。ですから、サウンディングというのはあくまで、企業の皆さん方が、お金を出してとかそうじゃなくって、提案をしてくれる、それが純粋なサウンディングの意見交換やったんですね。ですから、その可能性は一つあるというのはですね。いわゆる吉野町の大きな資源、それは桜だけでもなく、津風呂湖だけでもなく、トータルとして吉野町の資源というのは、すごく魅力があるということで、いろんな可能性を我々も感じるわけですから、そこは丁寧にしながら、そして今、庁舎に関しては、今日も早期に実現をしたいということで、冒頭にお話をさせていただきました。平成22年から10数年経って、非常に劣

化が進んでいます。ですから、今までのスピード感ではなくて、もう想像を超えるスピード感でやらないと町民の命、職員の命を守れない状況でもございます。ですから、令和4年度で並行して、そこを決めるということで、小学校跡地利活用に関しての費用を予算をつけてます。ですから、庁舎を進めながら令和4年度中に、小学校跡地利活用の民間活用に向けても動き出す。それが最大の、吉野町にとってのこれからの活力になると、私は思って予算計上してありますので、そこは考え方の違いかも知れませんが、試算はしております。

野木議長 上議員。

上議員 今端的に、では、ご質問しますけど、吉野小学校の跡地は、庁舎を改築して使うとか、そういったことにはもう最初から考えてないということですか。

野木議員 中井町長。

中井町長 並行するというので、庁舎の検討地には、今の吉野小学校も吉野北小学校、そして、当然ここ今、庁舎がありますので、全てを排除するわけではなく可能性には入ってます。

それをするために、庁舎検討の適地選定も含めて予算計上してありますので、ただスピード感を上げるっていう形で、私は話をさせていただきましたので、それを2年も3年もかけてするのではなくて、出来る限り私は、半年間の中でやりたいと思ってます。そして、そのあと民間活力の可能性を模索した、小学校跡地利活用の方針案に持っていきたいなと思ってます。

野木議長 上議員。

上議員 今のお話ですと、まず庁舎をどこに建てて、どうするかということも含めて、この半年ぐらいで先に検討された後に、学校跡地の利活用をされるということですね、順番は。ですから、庁舎ですね。それだけ確認させてください。以

上です。

野木議長

中井町長。

中井町長

庁舎の検討あつての、小学校跡地利活用の方針でございますので、そのとおりお願いします。

上議員

わかりました。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど、藤本議員もご質問されていまして「吉野運動公園の指定管理」についてでございます。この話は先ほど、よくお話を聞けたのですけれども端的に、私を知る限り、運動公園の歴史の中でも、その町営であったものを民営化されて、公設民営で運営されていたわけです。これ、世の中常で、公設民営でやるスタイルというのは、やはり運営費を抑えられるというところがメリットじゃないかとは思っていましたが、またこれが、公設の建物になって民間と共存してやりながらというお話もありましたけど、健康増進などの話というのは伺ってても、それも元々、外部委託をしてる公設民営であつて、外づけで他の課が担当していくような話であつて、それを一緒にやるために公設にするんだというような話は、ちょっとなかなか聞いていて、難しいんじゃないかなと感じてはいるんですけれど、私はこの、デメリットがちょっとはつきりし過ぎていて、メリットは先ほどご説明のあつた数々だと思うんですけれど、このマナーゴルフとかバドミントン、バレー、野球、サッカー、多くの町民の皆さんが、民間委託で人件費を下げた中でも、創意工夫をして、利用者をどんどん増やしてやっておられたと。それが、民間のノウハウとなつて、今まさに、皆さんが有意義にお使いになっているという事実だと思いますし、これも健康増進に、恐らくつながっているんだと思います。先ほどのデータをおっしゃってましたけれど、データはこの吉野町に至つては、どうしても山間部にあつて、なかなか運動公園に集まって運動出来ないとか、いろんな問題があるので、一概にそのデータを持ってきた上で、もう少し公園にやったら、ここら辺の伸び

ができるんだっていうような話では、そもそもないんじゃないかなと感じています。本当に公設民営することで何がメリットなのか、もう一度教えていただけますか。

野木議員 中井町長。

中井町長 先ほどの一つ、公設でやるメリット、官民連携ですよね、官民連携メリットの前に、マンデースポーツとか、いわゆるスポーツクラブさんがやられている事業に関しては、自主事業の中で、会員さんを集めてやられてる方もたくさんありました。それは従来どおり、これからもやっていただいて、どんどん外の人も、そういうマンデースポーツに入ってもらってやっていただくのは、従来どおり、先ほどの藤本議員のお話ですから、より一層、スポーツ振興に力を注いでいただいたらと思います。そこは、事務局のレベルでの話。そしてまた、スポーツクラブの理事長の話の中で、今ここに至っていることですので、これから課題は出てこようかと思いますが、ぜひ、その辺はご安心いただければと思います。

そして、公設民営。この辺は、上議員のおっしゃる、これから先を見据えてやるわけですから、結局、政治というのは、その先にあって、結果として答えがよかったとなるわけですが、その前提として、先ほど藤本議員のときにもお話をさせていただきました。カヌーという、この津風呂湖を中心としたものが、また同じ繰り返しになりますけれども、産業観光を中心に津風呂湖カヌー大会をしていただきました。中学校のクラブとしても、カヌーが全国大会に出たりとか、非常に頑張っています。

ここっていうのは、いわゆる教育であったり、先ほどの、町民スポーツの一環かもわかりませんが、カヌーの普及の中で官民連携して支えていくという部分です。それと同時に、これも何回もお話しするんですけど、今までの新しい施設であって、10年目の施設であれば、どんどんこれは、まだ維持管理も要らない。でも、これだけの大きな施設を維持管理していく中で、やはり収益というの、これから望んでいかないといけないし、そしてその中に、私

のイメージはですね、当然、NPO 法人というスポーツクラブは、一民間ですけども、そこに「官」という行政の果たす役割とセットになる、これだけでも私は無理やと思ってます。そこに、いろんなスポーツの企業がありますよね、いろいろ。そことやはり、これから模索していきたい、その中で、収益となる資源、利活用できる資源というのは、まだやっぱり眠っているわけですね。このプール跡地も眠っているわけです。ずっとプールが閉鎖してから、あの状態なんです。これにも、もう少し「官」も絡んでいかないといけないし、スポーツクラブとしても、どういう可能性があるかということも、連携しながら進めていかないといけない。

そしてまた、運動公園の周りの施設には、いろんな遊休施設がございます。そこも、地元とのいろいろ話の中でも、もっとこう活かしてほしいなど。そのときに、誰が動くのかというときに、運動公園のところだけではなくて、その周りの一帯の施設、またそれと同時に、今つながっている企業とか、いろんな形の中で発展できる可能性があるのか、どういうところまで絡めるのかっていうことも含めて、今、官民連携の軸でやっていくということが、これからもっと町民さんのスポーツ振興につながるという形で、私は考えてますので、そこはメリットと捉えてもらっていいのではないのかと思ってます。

野木議長

上議員。

上議員

官民連携でやられることは、おっしゃるとおり素晴らしいと思いますし、公設民営でないとなかなか、民間事業者が吉野町に施設を建ててやるってことは、現実的にあり得ないと私は思います。それであれば今回の話で「官民」でやるのであれば、この「民」のところを、急に圧迫するのではなくて、もうちょっとソフトランディングさせるべきだったんじゃないのかなと思っていて、この予算についても、急激に減らし過ぎたために、これが何かのしわ寄せが起こって、町民の皆様にも、ご迷惑をかけるようなことになるんじゃないかと私は心配です。そういうことをやるのであれば、もう少し、アナウンスもしっかりするべきであつたらと思うし、「民」側の今、スポーツクラブさんだ

けではなくて、そのほかの団体さんが、民間で企業がいらっしやって、そういうところともコラボレーションしたいんだっていうのもよくわかりますし、もっと広げていくべきだというのは、重々わかりますけれど、今までのスポーツクラブさんがやってこられたことのベースが、やっぱりしっかりしているので、それを「官が」入ってきて、無理やりそこに仕事を介在していくというんじゃないで、上で管理するというような役目に、本来は収まるべきだったんじゃないのかなと思っています。そうしないと、今まで、何年間かで築き上げてきた実績やノウハウというのは継承出来ないからです。それも全く、管理ができるのかというと、それほど優秀な方ってなかなか本来、見受けられないのかなと……。いきなり行って、いきなりトップバッターで走れるという方は、当然いらっしやらないと思いますし、いろんなご迷惑をおかけしながらやるのであれば、そういったことに配慮が、ちょっと欠けたのではないかなと感じています。そこは今後もまた、これから委員会でも検討されることでしょうから、いろいろ議論をさせていただけたらと思います。

ちょっと、次の話にうつらせていただきます。

次の話ですが「ごみ問題」です。

12月の議会の際に、町長のほうから、やまと広域環境衛生事務組合との交渉を重ねているというお話がありました。

その後、今に至って、このお話はどこまで進展したか教えていただきたい。お願いします。

野木議長

中井町長。

中井町長

まず、ちょっとそのごみ問題に入る前に、先ほど圧迫するんじゃないかと、これは、上議員の見解なのか、ちょっとそこは私、分からないんです。

私自身も、担当職員も、しっかりとそこの調整をしながら、今回予算計上させていただきました。理事会にも出席させていただきました。そこが、上議員の見解で圧迫されているのか、その背景が分からないんですね。今の質問に関しては、どこが根本かちょっと分からないので。理事長と私は、話をさしても

らいながら、ここまで予算計上まで持ってきたわけで、それがちょっと、僕は分からないところであるので、そこはちょっと、いきなりボンっとこの金額に持っていったというか、そういうふうに思われてるのかなというのは、ちょっと心配になりましたので……。

(「いや、そこは逆に……。あ、すみません」 の声あり)

野木議長 どうぞ。

上議員 お話ですけど、そういう公的なところが、外部委託をしているところですよ。実際にお金の交渉しに行って、1年目は満額認めましょうというお話だったのかどうなのかって、その交渉の過程を私知りません。

ただ実際、去年委託してる金額から、今年委託する金額が減ってしまうわけですよね。そしたら、サービスが向こうが減ればいいんですけど、減らなかった場合は、当然同じことをやらなきゃいけないということがあるんじゃないか。そしたら、いきなり予算を減らしていくようなことは出来なくて、それをソフトランディングしていかないと、急にどうこう出来ないんじゃないかというふうに申し上げていて、そこにどこまで町の方が介在したから、人件費をどう減らしましたというお話なのか、ちょっとそこは想像出来ないですけど。

(「まあ、いいでしょう」 の声あり)

野木議長 中井町長。

中井町長 その件に関しましては、ある一定のプロセスを踏みながら、サービスが落ちない。ですから、藤本議員の質問に答えさせていただいたのは、今までの町民サービスとなおかつ、運営できる体制を維持してくださいと、それが最低限できる形で、今まで交渉させていただきました。そこに、町の職員が、いわゆるイメージがですね、まだ行ってませんから、皆さん方が「どんな形で入るんや」

「どんな立場になるんや」っていうことは、まだ想像の話のイメージでございますので、そこは今やってる、見えてない作業もあるわけですね。これは理事会に行かせていただいて、そういう影の部分のサービス、費用では見えない部分もあると。ここっていうのは9年間のブランクの中で、やっぱり見えてない部分です。ここをしっかりと見ていかないと町民サービスに落ち度が出てしまったりとかありますので、そこは一緒になってこれから作り上げていくという形で考えてますんで、ご安心をいただければなと思います。

続き、申し訳ないです。

可燃ごみの受け入れについてでございますけれども、現在の進捗状況でございます。ちょっとお話をさせていただきます。

やまと広域環境衛生事務組合の正・副管理者である御所市長、田原本町長、五條市長が周辺自治会役員にそろってご出席をいただき、吉野町からの可燃ごみの搬入について説明をしていただきました。

当然そこでの、ごみ量であったり、また、搬入の予定車両台数。吉野町が、これからいこうとするときの今の現状と、そしてまた、地元の皆さん方からのいろいろな要望等を報告があったと聞いております。そして、そういった状況の中で、やまと広域環境衛生事務組合に引き続き、周辺自治会と協議を行っていただき、必要であれば、私どもが周辺自治会に直接説明に行かしていただくということもお伝えをさせていただいております。

今は、その状況でございますけれども、しっかりとやまと広域環境衛生組合と連絡をとりながら、協議を進めていきたいと思っておりますので、今の時点から新たな動きがあれば、しっかりと議会で報告をさせていただくということでございます。

そしてまた、今後のスケジュールですけれども、やまと広域環境衛生事務組合とのスケジュールについては、周辺自治会の意向があるということで、具体的にここで申し上げることは出来ませんが、しっかりと協議をして、皆さん方に報告できるような形に持っていきたいと思っております。

私の所信にもありましたように、一日も早く搬入、そしてまた、協議が前に進めるように、今、進んでいるというところでございますので、ご理解をいただ

ければなと思います。

野木議長 上議員。

上議員 現状のスケジュール感とかそういうことも、お話出来ないというお話でしょうけれども、大体、問題になっていることとか、さくら広域、樫原市が受け入れ出来なくなるときには、ごみ処理をお願いできるのかとか、その辺の話はどうなんでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 その辺の基本的なことですね、令和5年10月から、さくら広域に受け入れが可能になるという形で出てます。ですから、私のほうも、その辺のスケジュールに合わせて、前倒しで、できる限り早い、そこは最終のところでございますけれども、それよりスケジュールを共有しながら、やまと広域環境衛生事務組合の皆さん方にお話をさせていただきます。

そしてまた首長とも、いわゆるこれからの費用についても、しっかりと進めているという状況でございますので、そこに関しては、できるだけ早い段階で、ご報告できるように持っていきたいと思っております。

野木議長 上議員

上議員 また、引き続き状況を聞かせていただきますので、教えていただけたらと思います。

少し前の令和2年12月25日の提言書を私、昨日見ておまして、当然ながら今、やまと広域さんにお話を進めているのは、焼却の委託なのかなと思うのですが、これは組合に入るってことは前提になってるのでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 基本的に元々、やまと広域環境衛生組合というのがございますので、入るっていうのは、なかなか非常に、いろんなことも考えると難しい。だから民間委託の中で、いわゆる交渉的なことも含めて、やっていければなと思ってますけれども、吉野町においても今、三町村で広域行政組合という形が今後どうしていくかということもございます。その中で、可燃物に関しては、基本的に民間という形で委託できるような形で持っていきながら、なおかつ、この吉野広域行政組合に関してもある一定の方法を決めていかないと、東吉野、川上村との兼ね合いがありますので、そこも並行して進めていくという状況でございます。

上議員 可燃ごみ以外のものは、吉野町は単独で処理するというお話ですよ。新たな広域化とおっしゃってたのは、県が今後進める広域の、例えば、ほかの近隣市町村が新たに設けるときは、そちらに入るということを大前提としているんだと。今のやまと広域さんには、ごみを焼却委託で焼却していただくということが前提で、今のところを民間に委託するという話ではないですね。

野木議長 中井町長

中井町長 はい。民間委託の可能性はございません。

上議員 そこを確認出来ましたので、提言書の2番と3番のところ、吉野町の単独処理に可燃ごみ以外についても並行して検討していただいて、今後も対応できるようにしていただきたいということと、奈良県さんにもずっと働きかけを並行していただいても入れるところは限られていると思いますので、その情報はとても早くにキャッチされていると思いますけれども、くれぐれもよろしく願いいたします。以上でございます。ありがとうございます。

野木議長

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく一時間を経過しようとしております。ここで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

再開は2時10分からといたします。

(午後 2時04分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております。

- (1) 配食サービス（有料）の導入について
 - (2) 吉野小学校跡地の利活用について
 - (3) 令和4年度からの運動公園の管理と運営に関して
- の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番、辻内でございます。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

一つ目の質問「配食サービスの導入について」質問と申しますか、提案させていただきます。

まず、私が考える配食サービスとは、どのようなものかを説明いたします。私が参考にしたいのは、宇陀市の配食サービスです。私は、宇陀市役所に行き、勉強もしてまいりました。

宇陀市のホームページには、主に高齢者などを対象に味つけ、栄養バランスなどに配慮した、調理済みの食事を自宅にお届けするサービスです。配達時には、高齢者の安否確認を行いますとあります。吉野町でいえば、柳光やさくら苑に委託して、週に2回配食を行います。申込みをされた方は、1食につき400円を支払います。また、役場は配達料や食材費の不足分として、1食につき300円を委託先に負担いたします。

なぜ、このようなサービスが必要と考えるのか。背景を5点述べさせていただきます。いずれも、吉野町は高齢者、特に後期高齢者比率が今後も増え続けるという事実、そして、健康のためには、バランスのとれた食事が欠かせないという事実に基づいたものであります。

まず一つ目の背景、きっかけでございます。

私は、吉野町内全過程を、去年は3回歩きました。そこで気づいたのですが、吉野町中を生協の車が毎日走っています。この家確か、おじいさん、あるいはおばあさんひとり暮らしのはずやなあと。車もありそうにないなど。生協が何を配達しているのかは分かるわけありませんが、ちゃんにご飯を作っているやろかと心配になる家が何件もあります。これが、配食サービスというものを勉強した最初のきっかけです。

二つ目の背景です。食事だけが原因ではありませんが、吉野町の健康寿命はどうなっているのかということ調べました。奈良県のホームページのデータ、ここに持っておるんですけども、令和元年度のデータしかないですけども、奈良県39市町村中、吉野町は健康寿命が長いほうから37番目、男性が37番目、女性が34番目と非常に悪い結果です。

男性は、一番良い町から約3年、女性も一番良い村から約3年、短くなっています。これも、食事が無関係ではないやろうなど、このように考えております。

三つ目の背景。配食は町が事業化しなくても、民間で健康に配慮した冷凍弁当やおかずが販売されています。吉野町なら、クール宅急便で配達されてきます。私は、自分が実験剤になるために、ある会社の会員になって、冷凍おかずセットを取り寄せて食べました。冷凍っておいしいのかなと思っていましたが、十分においしいというレベルです。ところが、一度に注文する数によって変わるのですが、クール宅急便代込みになりますので、1食800円から1,000円ぐらいになってくるのです。これでは、年金暮らしの方には負担が大きいなど。とても続かないなど。つまり、金銭的背景でございます。

四つ目の背景です。高齢者にとって、栄養バランスを考えた食事をとるといふか、作るということは、簡単でないということです。私も、去年の3月から

ひとり暮らしになりました。身をもって分かります。栄養バランスを考えると、いろいろな食材が必要です。ところが、ひとり暮らしにはスーパーで売っているものは、何もかもが多すぎます。結果、出来上がった惣菜を、一つか二つ買って食べるということになっています。また、ひとり暮らしでなくても、お年を召された二人暮らしのご夫婦にとって、調理そのものが大変であるという事実。私の知ってるご夫婦も80歳前半までは、元気で買い物に行って食事を作っておられました。しかしあるときから、買い物をして、料理が大変になって、暮らしている市の配食サービスを利用して、非常に助かっておられます。

最後に、五つ目の背景です。健康と食事の視点で、第5次総合計画、この冊子ですけれども読み直してみました。104ページに、健康づくりの推進について書かれています。健康診断や予防接種については、具体的に書かれています。ほかのことに関しては至って概念的。例えば「個人でできることには自覚を持って、自身で生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と自分に合った健康づくりに取り組みます」としかありません。これは、これで正しいのですが、生活習慣病との関係の深い食生活の改善につながる具体的施策を、ぜひ吉野町としてやってほしい。その一つが配食サービスではないのかと考えるわけであります。

これらが、配食サービスを検討いただきたいという背景であります。この、私の吉野町での配食サービス開始する検討をしていただきたいという提案に関して、町長にお考えをお聞かせ願います。

野木議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の一般質問に、お答えをさせていただきます。

ただいま、五つの背景から、この配食サービスに対するご提案をいただきました。辻内議員おっしゃるとおり、吉野町の今の、この高齢者率を見ても、非常に様々な、その五つの背景から見ても、どういうサービスができるんだろうかと、それは行政だけでなく民間も合わせて、どこまでできるんだろうなということも含めて考えていかないといけない点でございます。

現在、吉野町で対応している部分に関しては、また担当課長からお話をさせていただきますけれども……。今、いろんな視点からいきますと、当然、この地域包括という形で、この福祉に関して吉野町だけでできることと、エリアをまたぎながらやっていくほうが、よりもう少しサービスの的にできることもあるのではないのかなど。そういったことも含めて、配食サービスといたしますか、福祉サービスについては考えていきたいなと思ってます。

今、南和企業団のほうでも、この福祉に関してのどういうふうなサービスを提供できるかっていうのは、特に今、在宅医療とか、地域包括ケアとかも含めてですけれども、この在宅医療、そしてまた地域包括ケアによる高齢者支援であったり自立支援というのも、これから力を入れていこうとしています。その中で、まずはどのような形で、今のひとり暮らし、そしてまた、高齢者の方で食事に困っている方がおられるか、情報をしっかりと把握していくという体制づくりも必要ではないのかなと思ってますので、まずは、現状把握をどのような形で進めていくか、当然、吉野町には社会福祉協議会というのもありながら、そしてまた民生委員、様々な協議団体もございますので、そこでまずは、今の吉野町の現状把握をしっかりとできる体制をつくりながら、今の配食サービスなり、福祉のサービスにつなげていきたいなと思っております。

現状のところは、今後そういう形で、できるサービスを実質していきたいなというふうに考えは持っております。現状の部分に関しましては、担当の吉村課長のほうからご説明いただければなと思います。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長

まず、町の地域包括支援センターにおいて、高齢者の方やそのご家族の方から、食事に関するご相談を年に数件程度、実際受けております。

まず、町内の現状といたしまして、民間の事業者による弁当等の、その配食とは言いませんが、民間事業者の飲食店、また生協コープなどが食事の配達を行われており、ご紹介させていただくことで、高齢者に喜ばれる栄養バランスのとれた食事を提供していただいていることもございます。

また、食材の移動販売ですが、民間事業者、とくし丸さんとかヨシストさんとかによる移動販売も行われておられ、各地域を巡回しておられるという現状がございます。こうした情報提供させていただくことで、在宅での生活を継続しておられる方もございます。

また、介護保険面では、介護保険サービスの利用者については、ケアマネジャーが自立支援の考えに基づきまして、ケアプランを作成し、必要に応じて訪問介護サービスによる調理の支援を行っておりますが、ヘルパーと役割分担をしたり、一緒に調理をすることによって、食事の確保や調理の楽しみの提供、そして、介護度の重度化または、フレイル予防に取り組んでいるという状況でございます。一方、町の社会福祉協議会では、平成25年度より在宅高齢者給食サービス事業というのを行われております。事業目的といたしましては、調理が困難な方に対しまして、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図るとともに、安否確認とか孤独感の解消に努め、在宅での生活を支える事業を行われております。1食当たり500円以内としておりまして、委託料として100円、ボランティア団体にお支払いをしております。

現状といたしましては、町内で国栖の里掘り起こし会のボランティア団体に委託していましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、配食サービスは、令和2年・3年は一旦中止をしております。

そのほか、住民グループによる調理や食事の配達を行っている団体もあり、地域住民グループの支援を行いながら、現体制を充実させればいかなというふうに、今現在は考えておられます。

ただ、辻内議員さんからのご提案もありますように、やっぱりいろんな細かいところでの、困りごととか問題とか、各家庭によっては違いますので、先ほど町長もありましたように、奈良県におきましては、南部東部振興条例というのをこの議会に上げられることで、この南部東部の困りごとの支援、本来、福祉業務というのは市町村の固有業務でございます。だからそこは、県が入ってくる業務じゃないんですけども、県が南部東部振興条例を構築して、この南部振興の生活する上で困りごとの解決に向けて、今、県と市町村、この南部の市

町村とで、どのようにこの南部のほうで生活できるかという問題解決をしようということ、今動き出しております。

ちょっと話は前後しますが、まずその地域包括支援センター、町のこれは全国的なことなんですけども、地域包括支援センターにつきましては、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、地域における関係機関とネットワークを構築して、高齢者の状況や生活実態を把握することで、適切なサービスにつなぐ役割があります。そこで、先ほども言いましたが、現在食事の配達や食材の移動販売を行っている民間事業者と、在宅高齢者給食サービスを行っている社協と連携を包括しながら、いろんな問題を解決していければなという形を考えておりますので、またそのご提案も参考にしながら進めたいなと思っております。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

説明ありがとうございます。

一つだけ、私がもう一つ勉強してわかってることを言いますと、生協さんは、いわゆる冷蔵ですね、冷凍じゃなくて、いわゆるコンビニ弁当ですけども、それに相当するものを配達してくれます。ただし、一週間に5回、個人で申し込んだ場合は、食べることが条件になります。ですから私は、申し込む限りは、毎日お弁当を、おかずだけかもしれませんけども、それを食べないといけない、これが生協の会員になっているときの生協の約束事でございます。ですから、逆に5回連続して食べるっていうのは、週に2回か3回でいいよという方にとっては生協は使えない。こういう現実もあるということはお存じかもしれませんが、知っと思っていただきたいと、このように思います。

結論といたしまして、規則正しい生活っていうものは、健康のためにはなくてはならない、先ほど町長のお話にもありましたように、全員健康であれば、保険にかかるお金要らなくなって、一般会計から健康保険のほうに繰出金要らなくなるわけです。そういうことを考えると、健康というものをもっと大きく取上げていただきたいと。そのためには食事と、先ほどスポーツ・運動という

ことも当然大事ですけども、一方で食事というものも、もう少し考えていただきたい。このように思うわけでございます。

今、吉野町は子育て日本一を標榜しております。併せて、高齢者が暮らしやすい町日本一と、こういうことを目指して頑張っていきたいと、このように私は思っておりますので、ぜひ一緒に考えていっていただきたいと思っておりますので、このことを心からお願いいたしまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

二つ目の質問。「吉野小学校跡地の利活用について」質問させていただきます。

先ほど、上議員のほうからございましたので、私といたしましては、まとめのような質問になろうかと思っておりますけども、お許しいただきたいと思っております。

繰り返しになりますけども、上市地区、それから吉野山を含めた吉野地区から、吉野小学校跡地を役場庁舎として利用していただきたい旨の要望書が出ておりましたが、サウンディング調査の結果、その報告を1月の委員会で受けました。そして、そのことが翌日の奈良新聞に出ておりました。

学校跡地は、民間を活用したにぎわいの拠点になると、このように結果と、紙面を読む限りそういうふうには読み取れません。

結果としてどういうことが起こっているかという、私も住民の方から聞かれるわけです。「私たちのあの要望書はどこへ行ったんですか」と「何ですか」と「どこに、役場が検討していただけた形跡があるんですか」ということです。先ほどの答えをお聞きするまでは、町長がやりたいようにやっとなやろうとしか答えようがないわけです、我々も。どこにも学校跡地を庁舎としての検討の一言も出てこないわけです。先ほどの、上議員の答えの繰り返しになりますけれども、サウンディング調査から出てきた結果は、民間により何らかの形で、活用が見込めるということが一旦わかりました。これから、庁舎の検討を始めスピード感を持ってやります。その際には、小学校を役場としての利活用も排除するものではないと。このように、私は理解しておりますけども、これで間違いございませんか。町長お願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

先ほど、上議員の質問にもお答えさせていただきました。タイムスケジュールとしては、そのように庁舎の適地選定、ここに予算も計上させていただいてます。それを、ある一定の期間で決定した後、小学校跡地利活用の事業に着手に入るということは変わりませんので、いろいろ可能性を一つ検証した中で、進めていきたいと考えてます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

私の理解と町長の答えが一緒だと、このように思っておりますので、今後とも住民の皆様にはわかりやすく、誤解のないような進め方をさせていただきますことをお願いいたしまして、この件はもう重ねての質問でございますので終わりたいと思います。

三つ目の質問「運動公園の管理運営に関しまして」

これは、藤本議員及び上議員のことと、また重なりますので、これもポイントのみ質問させていただきます。

先程来、民間の力を利用しながらも、結論から言うと「官」である役場が中心となって、新しいものをつくっていくのか、何なりを考えていくのか、今後の方向性をつくっていると私は理解しております。

一方で、今まであるものが悪くなつてはいけないと、このこともわかっております。そこで、そういう概念的なものも分かるんですけども、私が質問書に書いてますように、この変更によって絶対に良くするという KPI ですね。最重点評価指標。これは一体何なのかと。これを、はっきりと示していただきたい。これがなければ、良くなったのかも悪くなったのかもわからないわけです。評価指標をきちり示すことによって、吉野町の新しくその職場で働く人は、良くするために必死に頑張るわけです。あるいは、その人が出来ないのならその上の町長なり課長なりが住民への約束として、必死でやるわけです。ですから私は、この質問書に書いてあるんです。決して、私はこの変更反対するも

のではございません。反対はしませんけども、今よりも良くなるための評価指標は一体何なのか。別な言い方をすれば絶対今よりも良くすると、町長が町民に約束とすることは何なのか。このことだけお答え願います。町長お願いいたします。

野木議員

中井町長。

中井町長

最後の辻内議員のスポーツクラブに対する質問かと思えます。私も先ほど藤本議員、上議員の質問にもお答えをさせていただきました。9年間歩んできて、スポーツ振興に対して、今の現状から将来を見越した形で、今方向転換をすると、方向転換といいますか、より良くしていくための一つの管理体制であったり、連携体制を変えていくという形になってます。これは、先ほども話をしましたが、カヌーという一つの大きな環境変化があった、そこに該当する1つの一側面としては、これからレクリエーション地区としての活性化をしていくための場所として、様々な企業研修や、学生たち、そして地域の子供たちが、そこでカヌーを通してスポーツ振興をしていくという、新たな部分が生まれてくる部分です。そして何よりもKPI的な話でいきますと、先ほどから辻内議員が食事の話をされました。それと同時にその前はスポーツ。健康という軸に対して、スポーツ、そしてまた食事ですけども、この運動公園施設に関しましては、町民の健康寿命促進であったり、平均余命を伸ばしていくということが、私の大きな目的であります。それと同時に、今までこの運動公園施設というのを、美吉野グラウンドから引き継いできた施設でございます。その中で、当然、私も就任してからあそこのグラウンドをもっと合宿に使いたい、そして芝生化も含めてやってみたい。そしてなおかつ、バーベキュー施設であったりとかいうことも含めて、いろいろな話は聞く機会は持たせていただきました。そうなってくると、今まで以上にあそこ施設そのものに町民はもちろん、スポーツ振興そうですけれども、外からのいろいろな人たちが、あそこでスポーツレクリエーション施設としてのにぎわいを持てる、そういう形に持っていきたい。そのために、いわゆる、スポーツ企業であったり、そういったところにアプローチしな

がら、もっとあそこが多種多様な形の人が集まる場所に持っていくというのが、私の描くイメージです。

その前提としては、当然スポーツクラブを中心とした、町民のスポーツ、健康増進で平均寿命、健康寿命を延ばしていくという形で成果を出していきたいと考えてます。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 結果ですね。町長の頭の中には概念的なものがあると思うんですけども、数値化されたものって私はないと思うんですよ。今、今日時点見せてくださいって言ったら。それが何課であるかは別にして、この変更によってこうしていくというふうなものは。それは、今なくてもいいですよ。もう、こう決めてやっていくんです。決めたことですし、おそらく方向は間違っていないと私は信じます。でも、その方向に行くためには数字で示して後で評価できる、もしくは、数字を示して数字のために向かう。結果がどうなったのかを評価をする。このプロセスが非常に大切だと思うのです。そうしないと、何のためにこの今の変更やったんやっというところがきつと起こってくるはずなんです。ですから、今日はなくてもいいです。今日なくてもいいですから、今から2か月か3か月の間に、新しくその担当になった方がつくって、こういうふうにしていきましょうというものを、また、何かの機会の委員会でも結構ですし、どっかの機会に示していただければと思うわけですけどもいかがですか。

野木議員 中井町長。

中井町長 辻内議員のおっしゃる、数値的なもの、ごもつともだと思えます。我々は、このスポーツ振興であつたり健康寿命、そういうことも含めて、数値を5次総合計画の中にも落としながらやっていくというのは前提。結果として、それが一定の数値を残す形になってきたかっというのは、後で評価ができるわけです。ですから、運動公園施設の利用者数とかこれもKPIになってくるでしょ

う。そしてまた、スポーツ教室の参加者数、これも今現在、吉野スポーツクラブがやっけていただいている参加者数、それプラスアルファ新しい人が取り込めることができるかどうか、それも数値になってこようかなと思います。ですから、今現在、この事業を今後進めていく過程の中で、過去の今までの実績っていうのは数字をいただけてます。ただ、延べ人数なのか、もしくは、参加者人数なのか、もう少し細かいベース、どこの地区の方が参加されてるとか、もっとデータ分析が必要だと思うのです。そのデータ分析をした上で、全体像に広げていけるか、どこの地区は健康寿命が短いとか、介護期間が長いなどということも見えてこようかと思うのです。ですから、辻内議員おっしゃるように、これから KPI で数値目標を出すのであれば、現状のまず数値を出さないといけないと思うのですね。それが、いわゆる今までお願いしてたベースでございます。ですから、その辺の情報連携とか数字の連携がとれたかどうか、しっかりチェックしながら、毎年見てたかどうかっていうのも、ちょっと疑問が残るところがあるなど反省はしてます。ですから、その9年間で積み上げていただいた実績の数字をもう一度、しっかり行政が入りながら見極めて、そして、将来に向かってその目標数値を決めていきたいなと思ってます。

ちょっと余談ですけども、いわゆる、北岡町制からずっとやってきて、人口の消滅可能性都市とか、最後にこうして数字が出てくるわけですよ。ただ、皆さん方のご努力、そして町民の皆さん方のご努力によって今、子育て世代30歳から40歳代の改善幅がこの間、日経新聞でも第5位に上がってました。これはひとつ皆さん方のお力で、小さいけれども、そういうふうな改善があったということは、取り組みが間違ってた、だからそれをもっと加速していくために、空き家対策とか様々なものをしていかなければならないということで、結果として数字っていうのは、モチベーションにつながるし、また改善にもつながると思ってますので、まずは今、辻内議員がおっしゃっていただいた、目標値を定めるための現状分析から再度入っていききたいなと思ってますので、またいろんな角度からご指導いただければなと思ってます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

繰り返しになりますけども、私は決して変更反対はするものではないので、変更したからには、良くなったよということが、今まである数字、あるいはこれからつくる数字で、一年後、二年後、三年後、四年後示せるように、きっちりと整備をしていただきたい、このように思います。以上で終わらせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、山本義史議員より出されております。

(1) 今後の本庁舎についての考え方と、吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用について

の一般質問をお願いします。

山本議員。

山本議員

5番、山本義史でございます。

質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

発言事項のほうですけれども「今後の本庁舎についての考え方と、吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用について」ということで、吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用については、本庁舎をどうするかを考えなければいけないのではないかと。

また吉野町のランドデザインを考えると、本庁舎は総合的に有意義な場所になるよう考えているのかということに関する一般質問をさせていただきたいなと思います。

先ほどからもう2名の議員、上議員、辻内議員のほうから、まとめのような

お話がございましたので、かぶるところはなるべく省略したいと思うんですけども、私なりの方向性のある、同じような質問かもわかりませんが、話になりますので、よろしく願いいたします。

吉野小学校、吉野北小学校の利活用については昨年11月24日の総務文教厚生委員会「吉野小学校及び吉野北小学校の跡地利活用に関するサウンディング調査の概要」ということで説明がありました。

また、今年1月25日、総務文教厚生委員会で「吉野小学校及び吉野北小学校の学校跡地の利活用方針案について」ということで説明がございました。

2校の利活用と、庁舎については吉野町にとって非常に重要な案件ですので、吉野町のいろいろな方に、私自身がいろいろな方に意見を聞いてみました。

そして、いろいろな貴重な意見を聞くことが出来ました。

そして、その中で、今年1月25日の委員会を見た町民の方々から、あるいは新聞を見た人たちから、「1月25日の委員会の質疑はあれでよいのか」と、「あの後どうなっとんねん」と。人によっては、「庁舎は北小学校になったんやな」と言われる方までおられました。担当の小西課長の情熱というのは非常に伝わってくる答弁だったんですけども、町民の方々の意見ですので、まずはそのときの委員会のことをお聞きしたいと思っております。

私は、「最終的に、要は、吉野小学校には庁舎が来ないと言われるわけですね、課長としては」という質問に対して、小西課長は、「建物の使用に関して、残り使用年数が26年、30年という建物使用年数であれば、改めて庁舎のことを25年程度で、また改めて検討せなあかんという形になってこようかなと思います。

当然ながら庁舎として利活用するものであれば、大規模な改修等の資本投下した上で、なおかつ25年後に改めて庁舎の検討をして、資本投下をするということになれば、かなり財政的なところの部分の負担が発生するということで、私ども、政策戦略課といたしまして、財政担当部局といたしまして、政策部局といたしましては、個人として、改めて適せないという形で考えております。」

こういうふうに言われましたけれども、これについて御説明をお願いしたい

などと思います。

このままでいくのか、あるいは訂正があるのか、訂正がないのか、訂正をすれば、どの辺りを訂正するのかということ、ちょっとお答え願えたらと思います。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

まず1月25日開催の総務文教厚生委員会におきまして、「吉野町小学校跡地利活用検討事業について」という案件で開催いただいております。

その中で山本副議長のほうから、「吉野小学校へは庁舎が来ることはないというお話ですか」というような御質問をいただいたと、それに対し私どものほうは、先ほど副議長がおっしゃってましたように、「吉野小学校の現在の状況を御説明を申し上げたというふうなところで。

ただ、その中で私どもも当然、学校跡地の検討業務……、庁舎業務を担当しておる部分ではございませんが、その中で財政担当もさせていただいておりますので、その発言で、今、副議長がおっしゃるような、誤解を招くような発言であったかということであれば、この場でお詫びを申し上げたいというふうなところの部分でございますが、ただ、なにぶん総務文教厚生委員会の中のお話でございますので、総務文教厚生委員会委員長さんほうに、改めて今期のところの分のお願いを申し上げ、委員会のところで、しかるべき対処のほうをお諮りいただいたらというふうにご考えております。以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本議員

小西課長の情熱は非常に感じる場所なんですけども、小西課長の政策戦略課としては、吉野小学校と吉野北小学校の利活用についてのみの検討ということだったんで、庁舎についての発言というのはなかなか難しい部分があって、ちょっと踏み出した部分があるのかなというふうにご考えるんですけども、町長はこの件に関してどのようにお考えになりますかね。

野木議長

中井町長。

中井町長

先日の文教厚生委員会の発言でございます。

私のほうとしては、基本的にこの庁舎に関しての方向性ですよね。

小学校利活用に関しての方向性も、先ほどの上議員、また辻内議員も含めてですけれども、答弁をさせていただいたとおりであって、結局、まだ方向性の委員会という説明であって決定ではない。

ただ、各それぞれの課長にはそれぞれの立場から、やっぱりその財政の立場、そしてまた福祉の立場、そしてまた木材振興の立場があります。

ですから、総合的に方向性決めるのは私ですから、いわゆるそれが一つの方向性になるわけですけれども、それぞれの中で、立場から、やはり角度から発言するっていうことは、いわゆるこれ、それを止めてしまうとですね、担当課としての発言が出来なくなってしまいます。

ですから、そこに関しては、捉え方とそしてまた進め方の中で、いわゆるもう少し状況が変わってくるかなというふうに思いますんで、今後も担当課長としての発言に関しては萎縮することなくやってもらうようにと思っております。ただ、多少誤解をとということであればですね、その部分に、私が最終的にもう少し、そこで発言してもよかったのかなというふうに思いますんで、今後は、そういった重要なことに関しての発言については、私ももう少し慎重にさせていただきたいと思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

私、なぜこの1番最初にこの話を持ってきて言うかということ、別に謝ってほしいわけでも何でもなくて、何を言いたいかということ、どうして跡地利用と庁舎を別々の部署が考える必要があるのかと。吉野町が抱える問題として、「2校の跡地利用」というのと、「庁舎について」この2つの問題というのは非常に重要なもので、しかも双方が関連し合った事柄やと。なのになぜ別々のとこ

ろでやり始めているのかということ。

どうして2校の跡地利用から先に、しかも始めてしまったのか。

先ほど、上議員からありましたように、同じような感じです。

何でそれ町長、先にしたんかなど。これは一緒に考えるべきことであって、また、むしろ、一緒に考える中でも、やっぱり庁舎を少し先行させて考える、そして一緒に考えるべき問題ではなかったのか、それをしなかったからこういう問題になって、「わからないけど発言してしまった」っていうような感じになったんじゃないかなと思うんですけども町長、もし何か考えがあってこういうふうな2つの部門に分けた。先に、跡地問題を先に考えさせた。何かそういう策略というか、お考えがあるのならお答えしていただきたい。

野木議長 中井町長。

中井町長 基本的に小学校跡地利活用の部分と庁舎っていうのは、進めていく中で皆さん方がブワーッとこう浮き上がってきたようなもんやと思ってるんですね。

私自身の中では、当然庁舎というのは、平成22年に耐震診断をしています。

ということは、その時点から動かないといけない。だからこれがずっと今まで来たわけですね。それは何かというとその当時の町政運営によって優先すべきところも違ったんでしょう。その中で庁舎という位置づけが今まで延びてきた。それは当然、延びてくる中で東日本大震災以降ですね、緊防債によって庁舎立て直しのチャンスもあったわけです。でも現在に至ったということは、多額な費用がかかる庁舎整備を今、2校の跡地利活用を置いていて庁舎整備に走るといったことは財政的にも厳しい。それを先にしてしまうとまた公共財産を利活用出来ないままに持ってしまうと同時に2校のものに、庁舎をはめ込んでしまうと非常に財政的な負担も大きいということの中で、いわゆる私自身もよく山本副議長もおっしゃるんですけども、ランドデザインを書くときの、私は庁舎がランドデザインだと思ってません。

今の吉野町のこの状況の中で、何が1番必要なのか、そして歴史背景も含めた中で、どこがやはり活性化されないといけない。それは吉野町だけの問題で

はなくって、民間とか、そしてまた隣接する土地の状況も含めてどこを活性化することが一番大事かと言ったときにこの2校というのがやはり先行してやらないといけない。そこで民間活力の可能性を引き出しながら、庁舎というところに入っていくというのが私の流れでございます。

ですから、戦略的と言いますか、世の中の町政運営の流れの中で、財政も見極めた上で、先に2校の跡地利活用の方針決定をして、そして庁舎にきたわけです。ただ、おっしゃるように、進める流れの中で庁舎というのは、やはりどうしてもイメージとして、皆さん方からいろんな意見が出たり、要望が出ていたりしてます。ですから、そこをこの令和4年度で凝縮させて、まず庁舎検討委員会を立ち上げて、適地選定して、そして2校の小学校跡地利活用を今進めてますんで、並行して事業着手に入りたいというのが、今の流れですんで、これは、私の考え方でもあるということをお理解いただければなというふうに思います。

野木議長

山本議員。

山本議員

先ほど上議員や辻内議員の質問の中で、要は令和4年度は庁舎を先行させるということ、それから吉野小学校、吉野北小学校そして、この場所も含めて検討対象に入っているということをお聞きしましたので、それはそれでいいかなと思いますけれども、これ考え方の違いなんですけども、跡地利利用を優先させるっていうのはなかなかちょっと私は考えづらい部分はございます。

吉野町のグランドデザインとしてはやっぱり庁舎の場所が大きな問題になる。例えば、校舎であろうと、跡地であろうと、この場所であろうと、例えば半分を庁舎に使用して、残りを町民が育てた野菜とかを持ってきたような道の駅的なもの、あるいはお茶を飲めるカフェのようなものとか、みんなで食事のできる食堂とか併設したり、あるいは、吉野町民だけではうまらなかったところに町外の企業に入ってもらったりというような考え方をせんと、ほかには、例えば南和広域の吉野病院に賃貸料を払っている長寿福祉課なんかも入ってもらったりとか、あるいは商工会、あるいは吉野土木、わかりませんが

そういった、取り込みなんかも庁舎の場所が決まってくればそれに付随する周りも必然的に考えやすくなってくるんじゃないか。

今みたいに、その校舎の校舎全部、グラウンド全部、体育館全部、それを全てを民間に企画させる。学校敷地全体をサウンディングさせてしまうと、庁舎が入ってきたときにも身動きとれなくなって、また調査や検討をし直さないといけないことになる。今までのサウンディング調査は何やったんやっていう話になってくるという。やっぱり優先すべきは庁舎をどうするかということを考えながらやっていっていただきたいなと思っております。

今吉野町は、利便性のよい場所を町外の企業に貸付けて利益を町外に持っていかれ、もちろん貸借料と借地料は入ってきますけれども、利便性の悪い場所を町民が使って不便になる。本末転倒ではないかなと。やっぱり便利のいいところに庁舎が来て、町民の利便性それから職員の利便性、それから町外の来庁者の利便性というのを考えて庁舎の場所を考え、そこに付随するものを考えていかないといけないと思っておるんですけども、町長それはどうですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、利便性のよい場所に庁舎ということで山本議員のほうはおっしゃってるかなというふうに思います。

この辺に関しましても適地選定の部分の中で必ず出てきます。

公的資金をどれぐらい投入するか、これもやっぱり町民の皆さん方また議会の皆さん方にもお示しをしないといけない。その中で、場所の問題であったり、建物をどういうふうにするかということも出てきますので、ここに関しては、基本的なことは、昔ながらの庁舎の場所ってのはそういうところかもわからないです。ただ、先ほどから話しさせていただいてるように、庁舎の在り方そのものが変わっていく時代でございます。

これはなぜかというデジタル庁が出来て、マイナンバーカードが出来て、今、転入転出にもいわゆる「転出届を出したらもう役場まで行かなくていいよ」と。我々もそうなんですけども、自分たちは毎日ここに来てます。ただ、議員

さんもやっぱり定例議会とかに応じて来られます。でも一般の方が、本当に庁舎にどれぐらい来られてるんやろうと。この辺のデータも全くないわけです。

ですから、我々はいろんなところで、その実態も把握する。それは全国レベルの中でもある程度把握はできるんですね、ほとんど行ったことがなかったというのは、「たまに住民票とるだけの方」が6割であったりとか、あと3割の方は年に数回やと、ということですよね。ですから、そんなことの中でどういう行政サービスが、そうしたらこれからもっと違う形でできるんやろうということも含めながらこの庁舎の場所であったり、そしてそれよりも、もっと町民の皆さん方が、先ほどからにぎわいとか、利便性とか、もっと必要としているものにもっていくのも1つの方法かもわかりませんので、そんなことも含めて、適地選定のことについて、予算を認めていただければ進めていきたいというふうに考えてます。

野木議長

山本議員。

山本議員

私は、庁舎だけを言うとするわけじゃなくて、要はにぎわいの町みたいなのでこれは町長も一緒だと思います。

にぎわえるようなところをつくって、その中に庁舎があるという考え。それは重要なところに置くべきやという。だから吉野町外から日本中で有名な、世界中で有名な吉野というところに来るお客さんもいてるわけです。役場に来てそして桜を見る人もおるでしょうし、木材関係を見学する人もおるでしょう。

やっぱりそのにぎわいの中に庁舎があるという感じ。実際に個人のもんが、役場へ行って、年何回行くねんという話、これもう年々ものすごく少なくなってますわ。でもにぎやかなところに行ってそこに役場があると、ちょっと利用しようかと、そういった感じのところをこれから考えていただきたい。にぎわいの中の庁舎で。私は、庁舎をどこにどれぐらいの規模で設置するのか、どれぐらいの料金がかかるのか。これから検討していただければいいんですけども、そして残ったところにまず町民のアイデアそして町外の企業のアイデアで、活性化させるのが順番ではないかなと思っております。

もうちょっとだけ時間ありますんで、細かいことを担当課長にちょっと聞くんですけども、跡地利用……、1月25日の利活用方針案についてということ吉野小学校のところに書かれてますけれども、避難所機能の維持ということで、「現在吉野小学校は、土石災害や地震時の避難所に指定されていることから、民間による学校跡地の利活用に行う場合においても、事業に支障のない範囲で避難所機能について検討することとする」って書いてあるんですけども、こんな事業に支障のない範囲でという文章があるのかどうか。

こんな事業に支障があるから、避難所を避難してもうたらあかんって言われたらあかんのちゃうかなと思うんですけども、ちょっと細かい突っ込みで申し訳ないですけども。ごめんなさい。

小西政策
戦略課長

すいません。当時の委員会の資料、今も変わらずのところなんですけど、1月25日の利活用案のところの利活用の与条件としてお示しさせていただいております。避難場機能の維持というところでございますね。

山本議員

はい。

小西政策
戦略課長

ここの部分については、事業の支障のない範囲で避難所機能について検討するというところの部分なんですけど、当然ながら事業のところの部分で使われるというところの部分であれば使うっていうところの選択肢もあろうかなと思います。逆に、その部分を今度、ご提案いただくところの企業さんがおられたところの部分がかったとすれば、その優先を挙げていただくところの部分を選択肢として多く持っていこうというふうな意向で、改めてちょっと弾力的な形のもののお話をここでさせていただいておるというところでございます。

山本議員

すいません、時間がないので。

それからもうちょっと下にいったところ。

現状有姿の事業用定期借地による貸与という文章があって、現状有姿を使いなさいっていうふうな文章があるのに、その下のほうに新たな施設建築、校舎

の解体、撤去を含むって書いてある部分は何か相反するような意味が思っ
とるんですけども、これは企業によって選択できるっちゃうことですか。

野木議長 小西課長。

小西政策 現状有姿はもちろん、あの施設をそのままというふうなところの部分で
戦略課長 が、あれ以外に追加で施設を設置するとかというふうなところの部分について
は、事業主さんのほうでお進めいただきたいというふうなところの部分での意
味合いでございます。

山本議員 ちょっと時間になりましたんで、また詳しくは委員会のほうで説明させても
らいます。以上でございます。
ありがとうございました。

野木議長 本日の議事日程は全て終了しました。
明日、9日から常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の
審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

3月9日 午前10時 総務文教厚生委員会

3月10日 午前10時 産業建設委員会

3月11日 休会

3月12日 休会

3月13日 休会

3月14日 午前10時 予算決算特別委員会

3月15日 午後2時 予算決算特別委員会

3月16日 午前10時 予算決算特別委員会

3月17日 予備日

3月18日 午後3時 本会議（第3日目）

を開会いたします。

明日、9日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いをいたします。本日はこれを持ちまして、散会することにいたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 3時 14分 閉会)

令和4年第1回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 令和4年3月18日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月18日 午後15時00分開会
4. 応招議員

1番	藤本昌義	2番	辻内正誠
3番	上佳宏	4番	下中一平
5番	山本義史	6番	上滝義平
7番	野木康司	8番	中西利彦
9番	西澤巧平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	森本弥寿則	協働推進担当参事	北谷隆範
総務課長	戸毛祥博	政策戦略課長	小西修司
協働のまち推進課長	山本剛	町民税務課長	藤本和彦
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	森脇登志男
農林振興課長	中尾勇	産業観光課長	辻中哲也
教育次長	上林勝則	生涯学習課長	紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	坂本やよい	主査	中出敬子
----	-------	----	------
10. 議事日程

日程1	委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第1号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて
日程3	議第2号 吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて

- 日程 4 議第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 5 議第 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 6 議第 5 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 6 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 7 号 吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 8 号 吉野町消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程 10 議第 9 号 町道路線の廃止について
- 日程 11 議第 10 号 奈良県広域消防組合同規約の変更について
- 日程 12 議第 11 号 吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について
- 日程 13 議第 12 号 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について
- 日程 14 議第 13 号 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 15 議第 14 号 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について
- 日程 16 議第 15 号 令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について
- 日程 17 議第 16 号 令和 4 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について
- 日程 18 議第 17 号 令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程 19 議第 18 号 令和 4 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について
- 日程 20 議第 19 号 令和 4 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程 21 議第 20 号 令和 4 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程 22 議第 21 号 令和 4 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について
- 追 加 議 案 等

- 日程 23 議第 2 2 号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて
- 日程 24 議第 2 3 号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程 25 同第 1 号 吉野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程 26 同第 2 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程 27 同第 3 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程 28 同第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 29 同第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 30 決議第 1 号 ウクライナからの避難民受け入れ体制の早期構築を進める決議
- 日程 31 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は8名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

ここで傍聴人の方に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、飲み物の持込み及び飲用について従来どおり許可することとし、マスク等の着用をお願いいたします。

町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程に入ります前に、山本義史議員より3月8日の一般質問における発言について、吉野町議会会議規則第64条の規定により、お手元にお配りしました発言取消申出書の記載にした部分の取消しをしたいとの申し出がありました。

山本義史議員の発言を許可します。

山本議員。

山本議員

5番、山本でございます。

議長に発言をお許しをいただきましたので、発言の取消しについて申し上げます。

3月8日の私の一般質問の中で、一部「要望書について」の質問をいたしましたが、この要望書につきましては、町議会議長宛に提出された提出者の願意を真摯に受け止め、専門性のある事案について集中して十分に審査するため、全会一致で総務文教厚生委員会へ付託し、現在も継続審議中であります。

よって本来は、付託した委員会において審査すべきものであり、委員会の審査権を侵すものとなりますので、その発言を取り消すことをお願いとまた、町長はじめ関係者におわび申し上げます。以上でございます。

野木議長

おはかりします。

ただいまの山本義史議員からの発言取消しの申し出を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、山本義史議員からの発言取消しの申し出を許可することに決しました。なお、後日、会議録を調整の上、適切な措置を講じることといたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 3月8日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 辻内 正誠副委員長にお願いいたします。

辻内議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、3月9日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、総務課所管の議第1号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は現在、産業観光課で所管しているマスターズ準備室関連業務について、令和4年4月から教育委員会の生涯学習課に移管し、社会スポーツの推進や吉野運動公園の管理と併せて担当する「スポーツ振興室」を新たに設置するために、必要な事項を定めるための条例改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、町の非常勤職員の育児休業について、国家公務員の育児・介護休業の取得要件の緩和や勤務環境の整備が行われることから、町の非常勤職員も同様の取り扱いを行うための改正であるとの説明があり、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第4号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」並びに、議第5号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、いずれも昨年10月の奈良県人事委員会勧告を参考に特別給を改正するものであり、6月・12月に支給される期末手当の支給月数を、常勤の特別職である町長・副町長は、1.375か月分に、一般職の職員は1.175か月分、一般職の職員で再任用の職員は0.675か月分とするための改正であるとの説明があり、異議なくこれら二つの本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第8号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、年金制度の機能強化のための関係法令が改正されたことにより、恩給・共済年金担保融資制度が廃止されることとなるため、本条例の該当事項を削除するための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第10号「奈良県広域消防組合理約の変更について」は、令和3年度の奈良県広域消防組合の体制整備に関する検討会の協議結果を受け、組合議会議員を構成市町村議会議員のみで構成することとし、定数を現在の25人から26人に、任期を1年から2年に改正するとともに、吉野町が属する第6区の選出議員数について、吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村から選出する議員を、現在の1人から2人にするための組合理約の変更であるとの説明を受け、異議なく本規約変更案を承認することといたしました。

続いて、協働のまち推進課所管の議第2号「吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて」は、令和4年4月1日から吉野町スマイルバスの運行を、路線定期運行と予約型の乗合（デマンド）運行の併用型に変更することに伴う、バスの運行に関して必要な事項を定めるための改正であり、乗車1回当たりの利用料金を路線定期運行バスは、大人200円、子供100円に、デマンドバスは、大人500円、子供250円とするが、町内在住で事前に利用登録を行った場合は、路線定期運行バスと同じ料金になること。また、運行地域は吉野町全域であり、利用方法等については、路線定期バスが大和上市駅行き、平日朝5便の運行、夕方は大和上市駅と吉野病院から時間を決めて

デマンドバスが運行するとの説明があり、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

続いて、町民税務課所管の議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正により、子育て世帯の経済的負担軽減のため、被保険者に未就学児がいる世帯の被保険者均等割額が減額されることとなるための規定の改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項についてですが、政策戦略課所管の「吉野町小学校跡地利活用の検討事業について」は「小学校跡地の利活用」「庁舎整備事業の検討」の今後の基本方針について、吉野小学校・吉野北小学校跡地利活用方針（案）が示され、役場庁舎の建替えや移転等についても積極的に考えるべきとの意見があることを踏まえ、令和4年度には役場庁舎の整備方法の検討と連動して、学校跡地利活用事業を進めることとし、適地選定後の令和4年9月以降に新たな事業展開をする旨の説明を受けました。

最後に「慶弔等に関する議会議員申し合せ」について、吉野町議会議員各位の慶弔等の対応について、改めて協議・確認をおこないました。その中で、町内における葬儀・告別式については、従来どおり「吉野町議会」の名で弔電を送ることとし、議員個人名では控えるということを改めて確認させていただきました。

以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いて、産業建設委員会 下中 一平委員長にお願いします。

下中議員

産業建設委員会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並

びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、産業観光課所管の議第7号「吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて」は、同施設を活用することに伴い、使用料等を規定する必要があるための改正であり、カヌー艇、カヌー体験、競技用備品、更衣室並びに会議室等の使用料について明記するなどの改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、二次交通を活用した吉野山の周遊について、進捗状況の説明を求められ、昨年11月に実施したEVバス実証実験の結果報告、並びにアンケート調査の集計結果の中間報告会を、3月9日吉野山観光協会役員を対象として行ったこと。また、周遊については、地元住民の方々と共に継続して話し合いを続けていくと報告がありました。

次に、暮らし環境整備課所管の議第9号「町道路線の廃止について」は、昭和59年9月に町内で確認される路線について、一斉に町道の認定を行った路線のうち、吉野町大字柳地内の延長75.1メートルの区間について、関係所有者から道路建設に伴う用地費、道路建設費を個人で支出した私道であるという申し出があり、現地調査並びに所有者との協議の結果、認定を廃止することとなったための議案であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、議第11号「吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により、河川公園の中の「千股せせらぎ公園」及び「新子ふれあい公園」について、両公園とも指定管理の期間が本年3月31日で満了するため、引き続き令和9年3月31日まで5年間、千股せせらぎ公園は「千股自治会」に、新子ふれあい公園は「新子区」に、管理運営をお任せするものであり、これまでの「管理運営状況」や「指定管理の協定書（案）」の主な内容についても説明を受け、本案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告があった事項については、暮らし環境整備課所管の「県域水道一本化に伴う進捗状況について」（仮称）奈良県広域

水道企業団基金計画（骨子案）の説明があり、令和3年1月25日締結の、覚書に基づき、令和6年度中に一部事務組合（企業団）を設立、令和7年度からの事業統合を目指す今後のスケジュール（案）について、説明を受けました。

以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できますよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、予算決算特別委員会 山本 義史委員長にお願いします。

山本議員 予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査、並びに結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、3月14日午前10時から、15日午後2時から、16日午前10時からの3日間、理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、議第12号「令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第11号について」は、補正予算の概要として、補正規模は1億4,552万6,000円の増額で、予算総額を72億110万1,000円とするものであり、翌年度への繰越経費として「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」を含む11事業、総額3億9,848万6,000円を繰越明許費とするとの説明がありました。

また、歳入予算におきましては、地方交付税については、1億4,127万6,000円。国庫支出金は「転出・転入手続ワンストップ化事業補助金」を含む、383万円の増額等であり、歳出予算は、減債基金積立金 5,921万8,000円。社会福祉総務事業 484万3,000円。南和広域医療企業団運営負担金 2,327万円。水道事業特別会計繰出金 4,056万円及び、今年度末の退職予定者退職手当特別負担金 1,315万5,000円の増額等であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第13号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第2号について」は、翌年度への繰越経費として「公共下水道建築事業」1,300

万円を繰越明許費とするものであるとの説明を受け、異議なく本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第 14 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」は、収益的収入で「一般会計補助金」4,143 万円の増額、収益的支出で「企業債利息」19 万円の減額、資本的収入では「一般会計補助金」87 万円の減額。また、資本的支出で「元金償還金」8 万円の増額に伴う補正であるとの説明を受け、異議なく本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第 15 号「令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、令和 3 年度より 10 億 2,800 万円減の、予算総額 52 億 2,200 万円の予算案であり、新年度予算案は、昨年策定された「第 5 次吉野町総合計画」及び「吉野町第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各事業を実現していくことにあたり、未来の吉野を担う世代に希望をつなぐことができる事業を実施するための予算編成としており、主要な施策・事業展開として、現在の役場庁舎の老朽化が進行していることから、来庁者や職員の安全確保のため、役場庁舎の適地選定を検討する「庁舎整備計画策定費用」を 2,146 万 1,000 円とすること。

吉野さくら学園開校に伴う、両小学校跡地の活用について、令和 3 年度に策定した両小学校跡地利活用方針に沿って、令和 4 年度は役場庁舎の整備方法の検討と連動して学校跡地利活用事業を進め、役場本庁舎の適地選定後の令和 4 年 9 月以降、新たな事業を展開する「学校跡地利活用アドバイザー業務委託料」を含めた「地域政策総務事業費」を 1,799 万 7,000 円とすること。

空き家の実態を調査し、危険な状態の特定空き家や活用可能な空き家の情報を整理し、空き家の適正な管理を促すために「特定家屋対策事業」1,257 万 9,000 円の計上など、各担当課長から各費目において事業の説明を受け、本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 16 号「令和 4 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、一般被保険者療養給付費、高額療養費、健康促進事業費、特定健康診査等事業費、及び国民健康保険の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金などで、前年度比 1,800 万円減の予算総額 11 億 3,000 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 17 号「令和 4 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査負担金などで、前年度比 1,300 万円増の予算総額 1 億 7,600 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 18 号「令和 4 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、保険事業勘定においては、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度比 1,580 万円増の予算総額 12 億 7,690 万円の計上、また、サービス事業勘定では、前年度比 20 万円減の予算総額 270 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 19 号「令和 4 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、前年度比 570 万円増の予算総額 2 億 5,950 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 20 号「令和 4 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、前年度比 120 万円増の予算総額 3,220 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 21 号「令和 4 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、業務の予定量は、給水戸数を 3,780 件、年間総給水量を 69 万 1,000 立方メートル、一日平均給水量を 1,893 立方メートルとするものであり、収益的支出合計は「水道事業費用」前年度比 1,925 万円減の 3 億 6,677 万円。

資本的支出では、峰寺地区送配水管布設替工事ほか、工事請負費等で資本的支出合計は、前年度比 2,531 万円増の 3 億 1,293 万円であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 1 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第2号「吉野町スマイルバスの運行に関する条例の全部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第4号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第5号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 7 号「吉野町津風呂湖カヌー競技場施設設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 8 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 9 号「町道路線の廃止について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 11 議第 10 号「奈良県広域消防組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 12 議第 11 号「吉野町河川公園に係る指定管理者の指定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 12 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 11 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 議第 13 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 14 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 4 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16 議第 15 号「令和 4 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

上議員。

上 議 員 運動公園施設の管理運営について、民間委託から町直営にすることに反対します。

野 木 議 長 暫時休憩いたします。

（ 午後 3 時 5 5 分 休憩 ）

（ 午後 3 時 5 9 分 再開 ）

野木議長

再開します。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議第15号「令和4年度吉野町一般会計予算（案）について」賛成の諸君は起立を願います。

可否同数でありますので、したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決いたします。

議長は、議第15号「令和4年度吉野町一般会計予算（案）について」は、賛成いたします。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程17 議第16号「令和4年度吉野町国民健康健康保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（「意見なし」の声あり）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程18 議第17号「令和4年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（「意見なし」の声あり）

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 19 議第 18 号「令和 4 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 20 議第 19 号「令和 4 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 21 議第 20 号「令和 4 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 22 議第 21 号「令和 4 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 23 議第 22 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

戸毛総務課長。

戸 毛

それでは、議第 22 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」

総務課長

議案説明資料1ページに基づき、ご説明をさせていただきます。

今回の改正の趣旨ですが、政策戦略課所管の「秘書・渉外」の事務を総務課に移管するものでございます。

大きな目的といたしましては、令和4年4月1日から国から人材をお迎えすること。また、それに伴いまして総務課所管の事務で、町長並びに国の方と諸事務を進めるにあたり今回、総務課に所管をする改正でございます。

2番目に改正する条例の概要ですが、第2条関係で政策戦略課に「秘書・渉外」に関する事項を、総務課のほうに移管する内容でございます。なお、施行期日は令和4年4月1日を予定しております。慎重審議のほうよろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第22号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第22号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 24 議第 23 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

吉村長寿福祉課長。

吉 村 長 寿
福 祉 課 長

議第 23 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」説明につきましては、お手元にお配りしています提出議案等説明資料の 2 ページをお願いいたします。

改正目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症による収入減少者等に対する介護保険料の減免期間を延長するものでございます。

根拠法令といたしましては、介護保険法第 142 条また、令和 4 年 3 月 14 日付け厚労省通知によるものでございます。

改正概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免でございます。対象となるものは、保険料の納付期限の期間。元々、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までを、さらに 1 年延長をするものでございます。今回で 2 回目の延長でございます。

参考といたしまして、減免対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる者となっております。

施行期日令和 4 年 4 月 1 日。ご審議いただきますようまた、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

上滝議員。

上 滝 議 員

介護保険料が非常に高くなっておるとい現実。吉野町ではどうなのかって

というのはわかりませんが、実際問題、介護保険料というのは40歳以上が負担しておるわけですね。ほんでそれが、35歳か30歳ぐらいになったらもっと幅広く、介護保険料も定額になるんじゃないかというような、素人の考えでございませぬけれども、国民年金から引かれる介護保険料が多い、あるいは他にも公的な年金から引かれるもんがあるので、大変生活がしにくいというような人がおられますが、そこら辺の話をお願いします。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長

先日の予算決算委員会でもご説明させていただきましたが、保険料につきましては第8期で定められておる、6,100円が基礎となっております。

今後の保険料の推移でございませぬが、対象者第2号被保険者は40歳以上、第1号は65歳以上とご存じのとおりでございませぬが、今国会のほうでも、国のほうでも、対象者第2号被保険者の年齢を引き下げるという話は、過去には出たことがございませぬが、今現状そういう話はいたっておりませぬ。

ただし、かける人口というのは減少しておりますので、入ってくる保険料については、だんだん人口が減るという形になって、対象者が減ることになってきますので、入る保険料は減ってくる。ただし、サービスっていうのは微増でございませぬが、そのバランスを考えると、保険料は上がってくる可能性が高いというような状況で、今後サービスの質を落とさずにやっていきたいんですけども、その介護度が上がらないような予防等を、どんどん包括支援センターのほうで進めていきたいなと考えております。以上でございませぬ。

野木議員

上滝議員。

上滝議員

ありがとうございます。質問を2回ということで、あと1回だけ。

介護保険料は、基準は6,100円と聞いておりますけれども、滞納しとる人っていうのは現実におられますか。おられませんか。お答え願いたい。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿

お答えします。滞納者はおられます。

福祉課長

令和2年度の決算でございますが、滞納繰越分が令和2年度決算で175万3,480円ほどございました。

令和3年度の決算見込なのですが、当課の職員が実際滞納者と分納誓約をとりながら、回収に努めておるといような形で結構、今の段階では175万3,000円が80万弱まで分納誓約をとりながら、解消してるというような状況でございます。以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ありがとうございました、親切に。

とられる側の気持ちになったら、大変な状況でございますので、今後ともきめ細かい行政を運営していただくようお願いを申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

野木議長

ほかにございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第23号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第23号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 25 同第 1 号「吉野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中 井 町 長

土居正明氏について、ご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

土居氏は現在、吉野町大字檜井にお住まいでございます。國學院大学文学部を卒業後、奈良県立十津川高等学校教諭として奉職され、その後県内の高等学校、奈良県教育委員会事務局教職員課で勤務され、平成 27 年 4 月から奈良県教育委員会事務局 教育研究所 参事、平成 29 年 4 月から奈良県立 奈良北高等学校 校長を務められ、平成 31 年 4 月から奈良県立 郡山高等学校 校長として勤務されており、令和 4 年 3 月に定年退職を迎えられます。

これまで培われた豊富な経験と知識を生かし、教育長として活躍いただけると確信しております。どうか、ご同意のほどよろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

ただいま、教育長に同意されました土居正明さんがお見えですので、ごあいさつをお願いいたします。

土居新教育長

失礼いたします。

ただいま、吉野町の教育長としてご承認を賜りました土居正明と申します。ご承認いただきましたことに、誠にありがたく厚くお礼申し上げます。

歴史と伝統を誇るこの吉野町の子供たちの教育に携わること、そんな機会を与えていただきましたことに幸せを感じるとともに、その重責に痛感して身の引き締まる思いでございます。

私自身、ふるさと吉野町に育てていただき、今がある。そんなものの、何の恩返しも出来ずに今日に至っている、そんなふうに思っております。力も能力も経験も甚だ不足しているそう存じますが、先達の先輩諸氏の足跡をたどりながら、吉野の子供たちのために精一杯取り組んで参りたいと存じますので、ご指導賜りますようによろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

野木議長

ありがとうございました。

日程 26 同第 2 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

木村利己氏の略歴を紹介いたします。

改めまして、木村利己氏のご紹介でございますけれども、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

木村氏は、高等学校を卒業された後、建築会社での勤務を経て、平成11年に不動産建築業の会社を設立され、その代表者を現在まで務めておられます。また、奈良県宅地建物取引業協会副会長、近畿地区不動産公正取引協議会幹事、大和・町家バンクネットワーク協議会委員も歴任されておられます。

さらに町政におきましては、喜佐谷自治会長を平成19年5月から平成26年3月までお務めいただきました。平成30年4月より吉野町監査委員を務めていただいております。

今までの経験と知識をもとに、引き続き監査委員としてご活躍いただけると確信するところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程 27 同第3号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

地方自治法 117 条の規定により、中西利彦議員退席をお願いします。

説明を求めます。

中井町長。

中井町長 改めまして、中西利彦議員の紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

中西議員は平成 5 年に初当選され、議員在職年数は 29 年で、現在 8 期目でございます。この間、町議会におきましては、議長を 3 度、副議長を 4 度、また常任委員会特別委員会の委員長を数多く歴任され、現在、議会運営委員会委員長をお務めでございます。

また、町議会から選出されます広域行政の議会議員としては現在、吉野広域行政組合議会議員をお務めでございます。ご同意のほど、よろしく願いいたします。

野木議長 質疑を求めます。

辻内議員。

辻内議員 先ほど、中井町長から中西議員の議員としての経歴、ご説明いただきましたが、監査委員として、監査人に、この議員に求める要件は何ですか。お願いいたします。

野木議長 中井町長。

中井町長 地方行政におきまして求められるのは、町当局の事業そのものに対して、財政面、事業の経営管理、そういったことに対しての行政運営に関し、しっかりと監査の技術を持って、知見を持って監査をしていただくというのが一番大きな目的になるかと思えます。

その中で当然、二元代表制の中で議会の中でも、経験のある方、特に行政分野においては多岐にわたる事業がございます。そういった意味でいくと、幅広く議長、副議長、各委員会の経験者が、しっかりとやっていただくことが、私は行政運営にとってのチェックが、一番良いのではないかなと感じております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 経験と今、おっしゃられましたけども、議員及び各委員会の委員長等の経験ということで、監査人としての経験は問わないと、こういう理解でよろしいですか。お願いいたします。

野木議長 中井町長。

中井町長 当然監査人として、私も議員のときに監査委員もさせていただきました。監査委員というのは、よく議員でもあるんですけども、短期的に交代してしまうというのは、非常に厳しいところがあります。私も、勉強も行かさせていただきました。ですから、監査人としての経験というのは、非常に重要であると思っております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 今、町長からご説明あったとおり、経験があつてのこそで前向きにやっていかなあかんねんけれども、その監査そのものが何をすべきかっていうことの認識が、私も含めてないと思うんです。

何でかいうたら、収支だけやったら計算で $2 - 1 = 1$ 、 $3 - 1 = 2$ 。単なる差引勘定で、おうとるかおうてへんかっていうような監査やったらやめてほしい。

要するに、背景が何なのか、無駄遣いが何なのか、そこら辺のことをきちん

とやってもらわな、監査の務めが出来へんのではないのかと、私はそう思います。以上です。

野木議長 ちょっと、意見と質疑と混在してましたんでよろしくお願ひします。
ほかに質疑……。上議員どうぞ。

上議員 先ほどのご答弁の中にありましたが、同一議員が連続して、監査委員になることに関しては、何かお考えがあるんでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 同一議員が連続してっていうのは私の中では、前回の、昨年ですか、議会改正がありました。そこで監査委員として認められ、今2期目でございますけれども、基本的に昨年、そして過去の経験も含めて、しっかりとその監査ができるという形で私は、同意をさしていただくということで提案をさせていただきます。決して、その長いことをするっていうのは、例えば10期、20期とか、それはちょっと違うと思いますけれども、基本的に監査の仕方っていうのは、短期的で一年一年で代わって形式でなるというのが、一番駄目だと思うのですね。ですから、そういう意味でいくと、しっかりとした専門的知識を持って行政のチェックをしていただく。

先ほど上滝議員も、意見としておっしゃいましたけれども、財政面だけでなく、経営、事業の進捗も含めて見ていくという、多岐にわたる専門的知識が必要であると感じております。

野木議長 上議員。

上議員 選挙で選ばれた議員であれば、必ずなれることだと私は思っていますが、そうではありませんか。選挙で選ばれた議員であれば、監査委員として選任されるべきであると思うんですが、今のご答弁ではそうじゃないということでは

うか。新人議員にはなれないということですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 監査を適してる専門的知識があるというときは、そのときに私が判断させていただきます。ですから新人であるから、なれないということはございません。

今のこのコロナであったり、いろいろ様々な事業が多岐にわたってます。そのときに国からも、いろんなお金が入ってきます。そういったときに、しっかりとした専門的な知見があるという判断で私は今回、中西議員を提案をさせていただいたということですので、決して新人だからなれないとか、そういうことはございません。以上です。

野木議長 ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。
おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

上議員。

上議員 反対します。

野木議長 異議がございますので、起立によって採決をいたします。

同第3号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」賛成の諸君の起立を願います。

起立多数です。

したがって、同第3号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、選任同意ということで同意することに決しました。

中西利彦議員に議場にお入りいただきます。

ただいま、監査委員に選任同意されました中西利彦議員にごあいさつをお願いいたします。

中西議員 いろいろとご意見もあつたかと思うのですが、監査委員にご同意をいただきました。大変ありがとうございます。

限られた予算の執行部側がきちんと使っているかということのチェックと、お金をかけた費用対効果というものについても、きちっとチェックをしてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

野木議長 はい、ありがとうございました。

日程 28 同第4号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長 中上睦男氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

中上睦男氏は、昭和52年4月から平成26年3月まで長きにわたり、教員生活を送られ、とりわけ平成19年度から吉野北小学校、吉野小学校、吉野中学校の校長を歴任され、本町の学校教育にご尽力を賜ってまいりました。

退職後におきましては地域の住民として、吉野町学校地域パートナーシップ事業運営委員をはじめ、様々な分野で活動いただき、また地元柳田尻区長の要職を務めていただいているところです。

こうしたことから、これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、人権擁護委員としてもご活躍いただけると確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

今、町長から説明いただきましたが、前回でしたか「人権擁護委員は何をやる場所ですか」という質問に対して、お答えを願わなかったんですけども、今ふっと思い出したんです。

吉野町内で、大変差別が温存しております。言葉ってもんも難しくって、例えば「車で送ってよ」というときに「足がないから送ってくれ」と。足みたいな立派な足あんのにかかわらず、相手の立場を考えず「足が不自由でありますね」とか、言葉というのは「たたく」という三文字でも「どつく」になるから、そんなことのない世の中は大事あると私は思います。

差別のない、明るいまちづくりを推進するという意味で、人権擁護委員さんを、今何人おるんですか。人数と目的と教えてください。

野木議長

中井町長。

中井町長

人権擁護委員の人数でございますけども、現在6名でございます。

それと、人権擁護委員の役割でございます。

今、上滝議員おっしゃっていただきましたけれども、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済したり、また様々な人権の啓発活動を行いながら、現在活動していただいております。

現在、人権擁護委員は無報酬ですけれども、約1万4,000人が法務大臣から委嘱されて活動しておるということでございますので、非常に今、コロナの中で様々な問題が出てきておりますので、そういった意味で、ちょっと過去とは違った意味での活動というのにも必要になってきているところでございます。

野木議長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかします。

本件を適任とすることにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を適任とすることに決しました。

日程29 同第5号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

吉条良則氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

吉条良則氏は、昭和47年4月から平成26年3月まで吉野町職員として奉職いただき、平成18年度からは課長・参事職として要職を務めていただきました。在職中は、吉野町人権同和問題啓発活動推進本部の事務局長として、人権

施策にもご尽力をいただいたところです。

退職後におきましては、入野自治会長、吉野町区長連合会長として自治運営にも携わっていただいております。

こうしたことから、これまでの知識と経験を生かし、官民の視点を持ち合わせながら人権擁護委員としてもご活躍いただけると確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を適任とすることに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を適任とすることに決しました。

日程 30 決議第 1 号「ウクライナからの避難民受け入れ体制の早期構築を進める決議について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

本案提出の趣旨につきましては、ただいま事務局朗読のとおりでございます。また、本決議は議員全員による提出でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって決議第 1 号について、直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 31 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長のごあいさつをお願いします。

中井町長。

中 井 町 長

まずは、本定例会に上程いたしました議案、全て承認いただきまして、誠にありがとうございます。

本会議 1 日目役員改選からスタートし、新たな議会の体制を決めていただきました。そして、令和 4 年度の一般会計予算、本当に重要な案件でございます。委員会等でも様々な説明、また意見もいただきながら、まだまだ不十分な点もあろうかと思っておりますけれども、非常に重要な年になろうかと思っております。懸念事項である、役場庁舎の老朽化が非常に進んでおります。今回、議会でも説明さ

せていただきましたけれども、待ったなしの状況でございますので、しっかりと庁舎整備事業ですね、早期実施できるように、検討委員会そしてまた、適地選定を半年後にしっかりとできるような形をとって、公共財産である学校跡地活用も、その後に着手できるように進めてまいりたいと思います。運営体系、運動公園の整備に関しましても、指定管理から町が主体となってくる。これに関しましても、しっかりとした公共施設の総合管理計画、これは令和7年度までに長寿命化、公共施設の整理化、個別施設をしっかりと計画を立てて、優先順位にするということで、今年度、それを前に進めるということで予算計上もさせていただきます。その点も、まだまだ不十分な点もあろうかと思っておりますけれども、しっかりと説明をして今後、健康でスポーツを続けるような形の体制に持っていきたいと思っております。

そして、まだまだコロナの感染も非常に拡大から、高止まりで止まっておりますけれども、この3月21日でまん防が解除されます。恐らく、経済と感染対策を両立させながらの、これからの社会になってこようかなと思っておりますので、今吉野町におきましては、全体で8割の方がワクチン接種3回が済んでおりますけれども、しっかりと4回目も、まだこの対策に向けての動きも出てこようかなと思っておりますので、こういった庁舎整備、コロナ対策に向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

そして、追加議案ではウクライナからの避難民受け入れ体制の早期構築を進める決議を、議会の皆さん方が全会一致でご承認をいただきました。このウクライナの避難民に関しましても、2月24日からウクライナへの侵攻が始まって報道、メディアを通して、子供たちが犠牲になっている姿を見たときに、我々自身も何かできることをやっといこう、その中で国としても、避難民の受け入れ、そして、先日16日奈良県でも知事が、この避難民を積極的に受け入れるということで準備を進めるという形で表明をされました。

吉野町においても、住宅、空き家とか、様々なできることを準備を進めていって、そういった受け入れをできる体制を早期に構築できればなというふうに、町当局としても思っておりますので、ぜひ、議会の皆さん方と一緒に町全体でも、この平和というのを改めて認識できる、そういう機会にしたい

など思っておりますので、ぜひ、様々な事業を進めていく中でも、ご協力を賜ればなと思っております。

改めまして、令和4年度の予算をはじめとする、議案を上程させていただきましたことに対しまして、そしてまた、慎重審議をいただいたことに、改めて感謝を申し上げ、皆さん方の今後の議員活動、そしてまた、令和4年度の新しい体制でのお力添えを賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野 木 議 長

皆さまの熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。
これをもちまして、令和4年第1回吉野町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 4時 26分 閉会)